

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型) 円コース/ユーロコース

追加型投信/海外/債券

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース/ユーロコースの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2023年10月17日に関東財務局長に提出しており、2023年10月18日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目 次	1
第一部【証券情報】	2
（１）【ファンドの名称】	2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】	2
（３）【発行（売出）価額の総額】	2
（４）【発行（売出）価格】	2
（５）【申込手数料】	3
（６）【申込単位】	3
（７）【申込期間】	3
（８）【申込取扱場所】	3
（９）【払込期日】	3
（１０）【払込取扱場所】	3
（１１）【振替機関に関する事項】	4
（１２）【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第１【ファンドの状況】	5
第２【管理及び運営】	42
第３【ファンドの経理状況】	49
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	81
第三部【委託会社等の情報】	82
第１【委託会社等の概況】	82

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

（以下、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。
また、それぞれを「円コース」、「ユーロコース」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入保有証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.85%（税抜 3.5%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。
- ◆ 各ファンド、「欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）円コース」、「欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）ユーロコース」間でのスイッチング（乗換え）が可能です。スイッチングにより、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

2023 年 10 月 18 日から 2024 年 4 月 17 日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

<円コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(債券))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

<ユーロコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ()
	年 12 回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券(債券))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年 12 回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

〈ファンドの特色〉には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報に合わせて説明している部分があります。

■ファンドの特色

1 | ファンドには、以下の4本のコースがあります(以下、「各ファンド」といいます。)

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース

2 | 各ファンドは、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にユーロ建て高利回り社債(以下、「ハイ・イールド債券」といいます。)等に投資します。

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース

- DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円)
ユーロ建て資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
＜運用会社＞DWSインベストメントGmbH
- マネー・リクイディティ・マザーファンド

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース

- DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(ユーロ)
ユーロ建て資産については、為替ヘッジを行いません。
＜運用会社＞DWSインベストメントGmbH
- マネー・リクイディティ・マザーファンド



DWSインベストメントGmbHについて

ドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。ドイツ国内における個人向け投資信託の運用資産残高において最大シェアを誇ります。

3 各ファンドは、DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円)、DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(ユーロ)の組入比率を高位に保つことを基本とします。

「DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド」の特色

- 主に欧州諸国のユーロ建てのハイ・イールド債券等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指します。
- 投資対象には、ユーロ圏以外の国・地域の企業が発行する債券等も含まれます。
- ユーロ建て以外の資産へ投資を行う場合は、当該ユーロ以外の通貨売り、ユーロ買いの為替取引を行うことを原則とします。

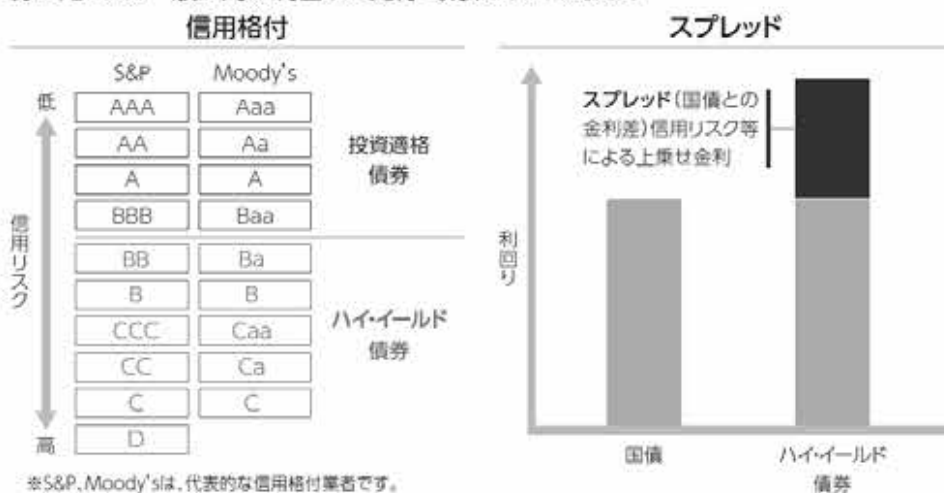
なお、投資する投資信託証券は見直される場合があります、この場合、組入れている投資信託証券が変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ハイ・イールド(High=高い・Yield=利回り)債券とは

一般に、信用格付が低い(BB格相当以下(S&P社表記))社債を指します。投資適格債券と比較して、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い等、信用リスクが高くなります。一方、信用リスクが高い反面、満期償還までの期間が同じ投資適格債券と比べて、一般に高い利回りで発行・取引されています。



信用度の変化と債券価格変動のイメージ

一般に、発行体の信用リスクが低減した場合、国債との金利差は縮小し、ハイ・イールド債券の価格上昇要因となります。一方、発行体の信用リスクが増大した場合、国債との金利差は拡大し、ハイ・イールド債券の価格下落要因となります。



● 分配方針

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)円コース

欧州ハイ・イールド債券オープン(1年決算型)ユーロコース

毎年1月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

(各ファンド共通事項)

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

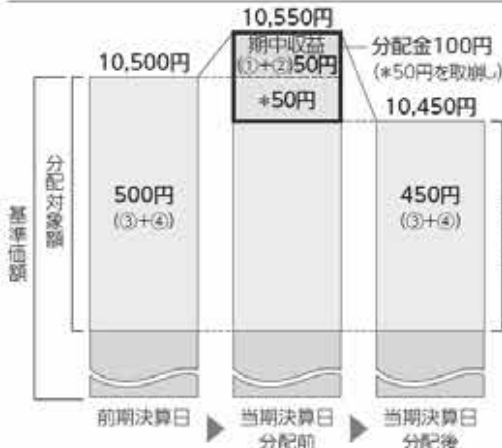
ファンドで分配金が支払われるイメージ



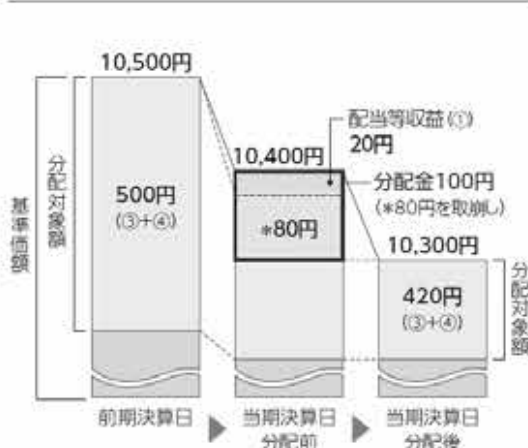
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年1月28日 投資信託契約締結、設定、運用開始

2020年4月18日 信託期間の終了日を2021年1月18日から2031年1月17日に変更

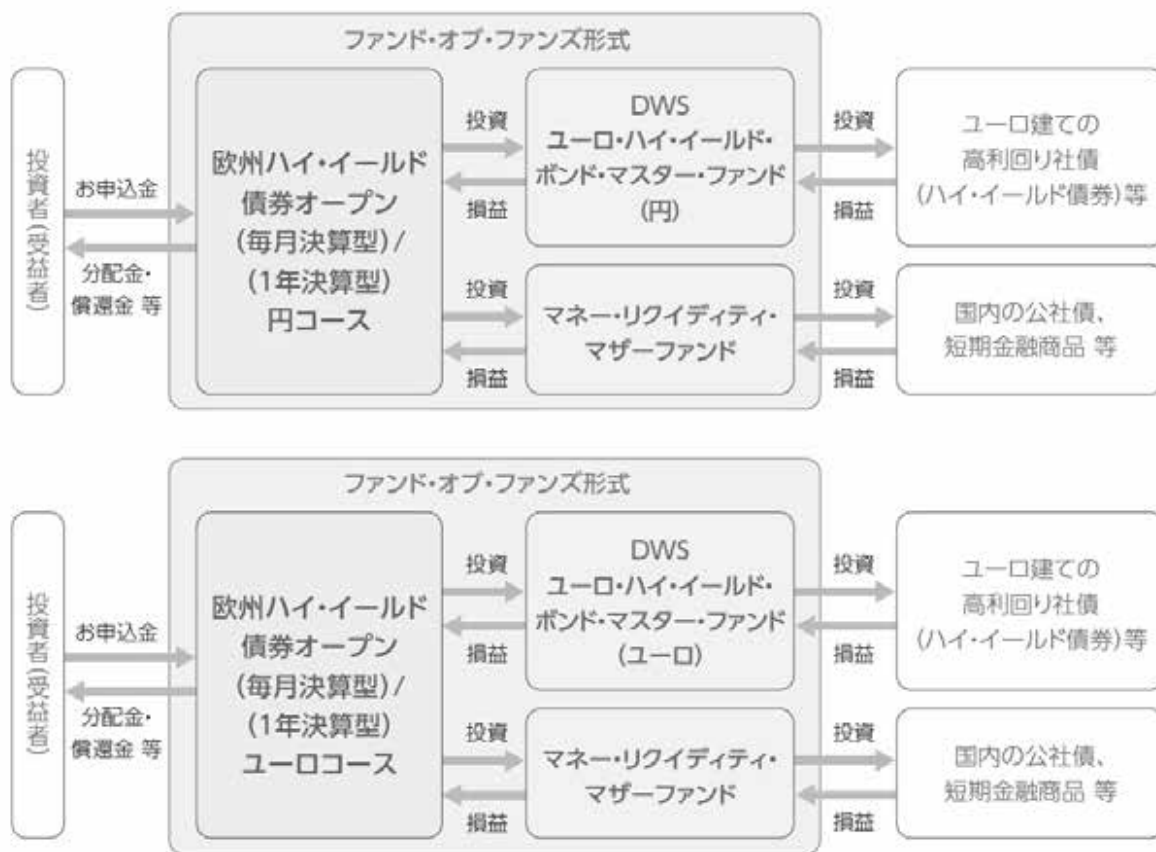
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

〈ファンド・オブ・ファンズの仕組み〉には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

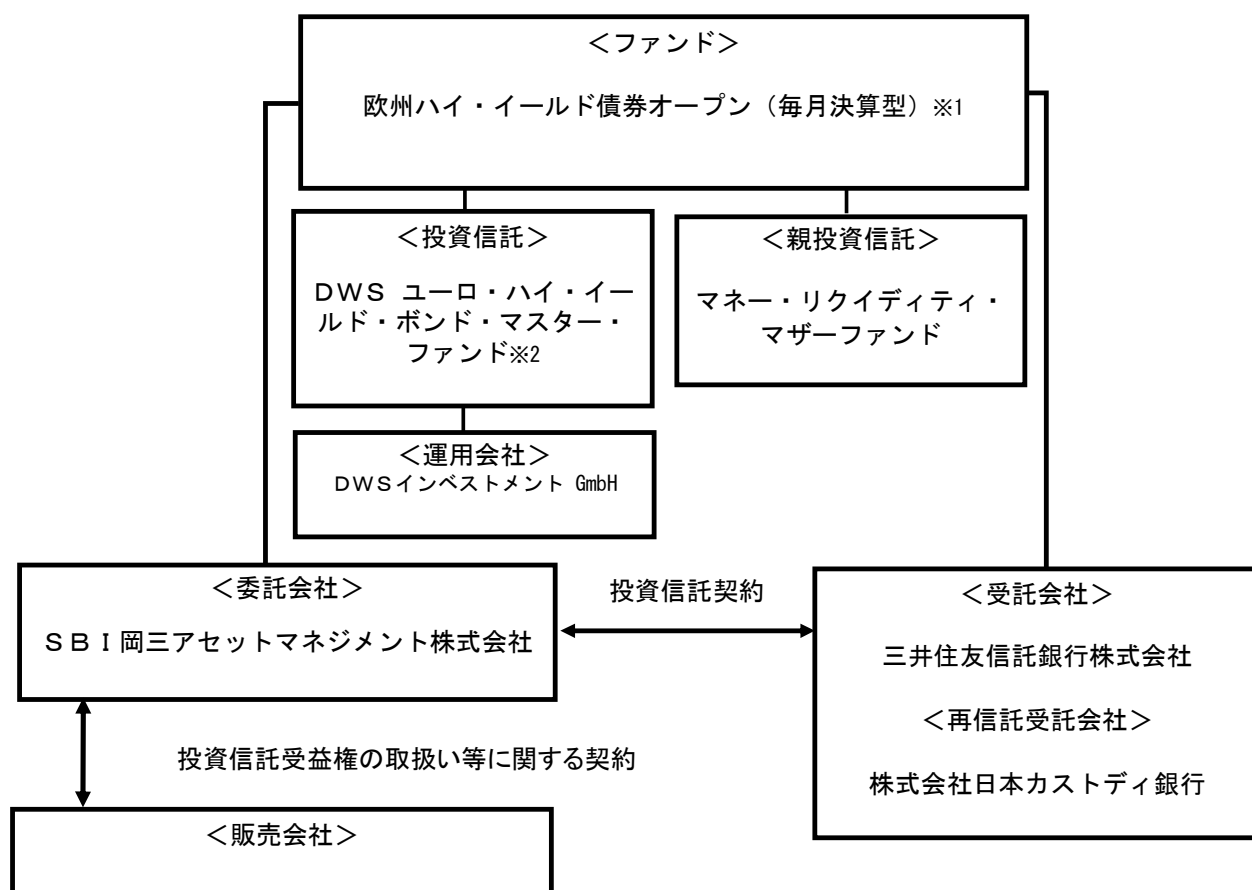
ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



※ファンドの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

※各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

■ ファンドの関係法人とその役割



（注）上記※1、※2については、ファンドごとに以下のとおりに読み替えます。

※1	円コース	ユーロコース
※2	（円）	（ユーロ）

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2023 年 7 月末日現在）

◆ 資本金

1 億円

◆ 委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日 「日本投信委託株式会社」設立
2008 年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023 年 7 月 1 日 商号を「SBI 岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBI F S 合同会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	577,400 株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	554,701 株	49.0%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として別に定める投資信託証券※への投資を通じて、実質的にユーロ建て高利回り社債（「ハイ・イールド債券」といいます。）等およびわが国の公社債、短期金融商品へ投資を行います。

※別に定める投資信託証券とは以下のものをいいます。

①円コース

- ・DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（円）
（ユーロ建て資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

②ユーロコース

- ・DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（ユーロ）
（ユーロ建て資産については、為替ヘッジを行いません。）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

※ DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドは、主に欧州諸国のユーロ建てのハイ・イールド債券等への投資を通じて、インカム・ゲインの獲得と資産の成長を目指して運用を行います。ユーロ建て以外のハイ・イールド債券等へ投資を行った場合、原則として対ユーロで為替ヘッジを行います。

ロ. ハイ・イールド債券等に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。

なお、投資する投資信託証券は見直される場合があり、この場合、組入れている投資信託証券が変更される場合があります。

ハ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

- a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

 - イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書でイ. の証券の性質を有するもの
 - ハ. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - ニ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - ホ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ハ. の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。
- b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

 - イ. 預金
 - ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) ファンドが投資する投資信託証券の概要

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

商品分類	ルクセンブルク籍の契約型投資信託
運用会社 (投資顧問会社)	DWS インベストメント GmbH
基本方針	主にユーロ建の高利回り社債等に投資し、高水準のインカム・ゲインの獲得と中長期的なファンド資産の成長を目指します。
主な投資対象	ユーロ建の高利回り社債等
運用方法	①主に欧州諸国のユーロ建のハイ・イールド債券等への投資を通じて、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②ユーロ建以外の資産へ投資を行う場合はユーロで為替ヘッジすることを原則とします。
通貨クラス	(円) ユーロ建資産（ユーロ建以外の資産については、ユーロで為替ヘッジをすることを原則とします。）について、原則として円で為替ヘッジを行う円建投資信託証券を発行します。 (ユーロ) ユーロ建資産（ユーロ建以外の資産については、ユーロで為替ヘッジをすることを原則とします。）について対円で為替ヘッジを行わない円建投資信託証券を発行します。 ユーロ建資産（ユーロ建以外の資産については、ユーロで為替ヘッジをすることを原則とします。）について、上記以外の通貨で為替ヘッジを行う通貨クラスもあります。
投資制限	①株式への投資は行いません。 ②投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③資金借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
決算日	毎年 12 月 31 日
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
信託報酬等	運用報酬：実質年率 0.70%以内 ※DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの信託報酬率は年率 0.90%以内ですが、その内、年率 0.20%は各ファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬率は年率 0.70%以内となります。 その他、組入有価証券の売買委託手数料、管理報酬、保管報酬、ヘッジに係る報酬、租税等がかかります。

(注) DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（以下「マスター・ファンド」といいます。）において、正味で大口の資金流入または資金流出が発生した場合、予想される取引コスト等を考慮して、マスター・ファンドの価格が調整されることがあります。

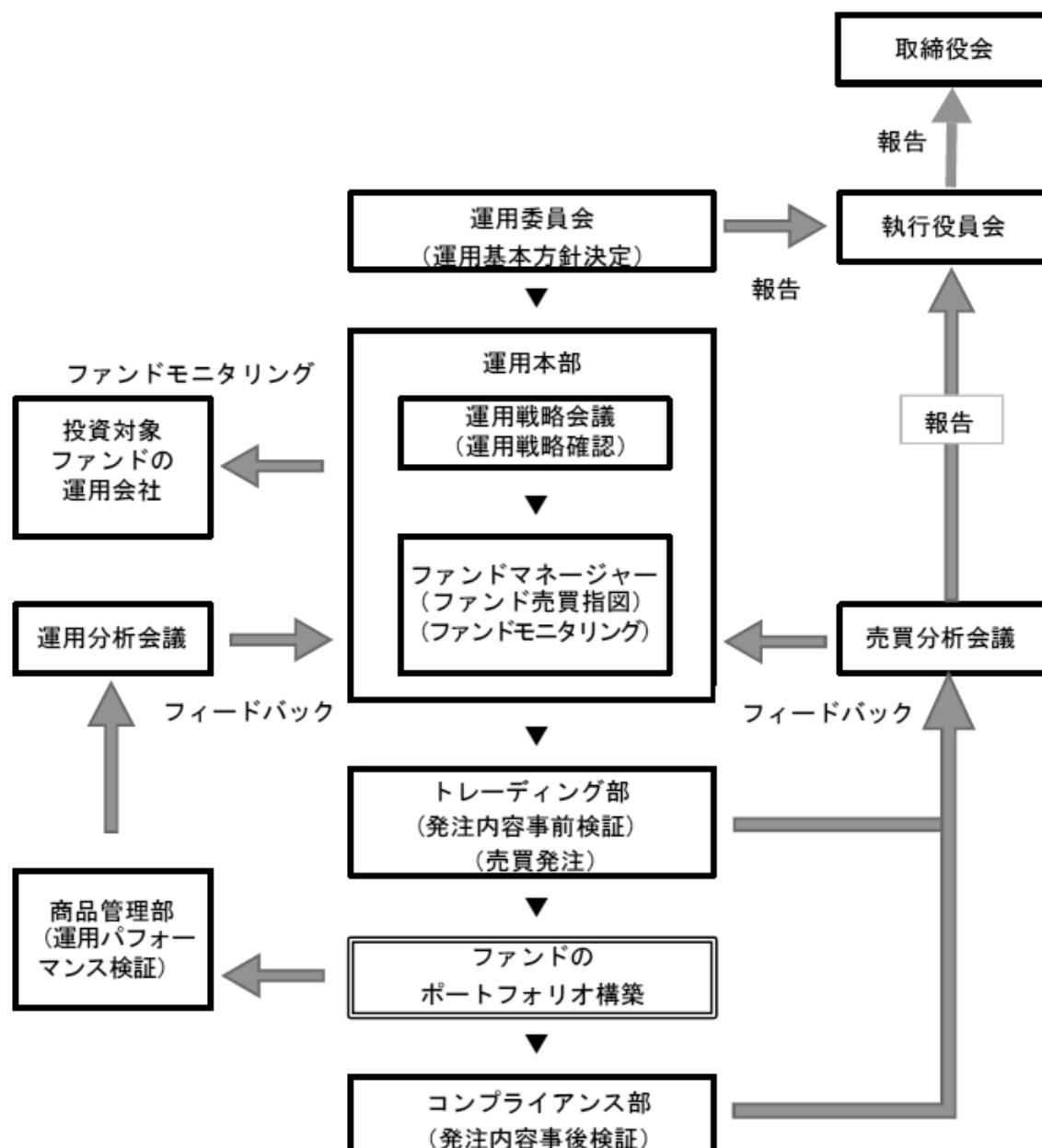
マネー・リクイディティ・マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	① 株式への投資は行いません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 7 月 17 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月 1 回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月 1 回開催)	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。

各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
運用分析会議 (月 1 回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月 1 回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月 1 回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (5～10 名程度)	運用指図の売買発注前検証を行います。また、売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス部 (5～10 名程度)	運用指図の売買発注後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証、及び運用リスク管理状況の検証を行います。 また、委託会社の業務全般に係る法令諸規則等の遵守状況の検証や役員に対する法令諸規則等の周知や啓蒙活動を行います。
商品管理部 (5～10 名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関するモニタリングを行っています。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況に関する情報提供や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関するモニタリングを行っています。

※ 運用体制等につきましては、2023 年 7 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

- 年 12 回、毎月 18 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

- c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

- 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投

資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

＜関係法令に基づく投資制限＞

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、欧州諸国のハイ・イールド債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ハイ・イールド債券等の信用格付の低い債券は、信用格付の高い債券と比較して、発行体の信用状況等の悪化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ハイ・イールド債券の価格は、金利の変動や経済環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

各ファンド個別のリスク

■ 為替変動リスク

<円コース>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

<ユーロコース>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃を、商品開発委員会において個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ トレーディング部及びコンプライアンス部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証は、トレーディング部が、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライア

ンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証は、コンプライアンス部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

コンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
 - ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
 - ③ その他検証を行うために必要な行為
- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
 - ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、2018年8月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 13.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値	0.2	6.3	14.6	5.5	△ 0.5	2.8	2.7

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、2018年8月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	32.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 15.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値	2.4	6.3	14.6	5.5	△ 0.5	2.8	2.7

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.85%（税抜 3.5%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ◆ 各ファンド、「欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）円コース」、「欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）ユーロコース」間でのスイッチング（乗換え）が可能です。スイッチングにより、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1 口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.20%が信託財産留保額として控除されます。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.023%（税抜 0.93%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.44%（税抜 0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.55%（税抜 0.50%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.033%（税抜 0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

<実質的な信託報酬の総額>

各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に実質年率 0.70%以内を乗じて得た額です。

※DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの信託報酬率は年率 0.90%以内ですが、その内、年率 0.20%は各ファンドに対して払い戻されるため、実質的な信託報酬率は年率 0.70%以内となります。

「マネー・リクイディティ・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

各ファンドは、「DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（円） /（ユーロ）」を組入れて運用を行いますので、各ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.723%（上限）を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0132%（税抜 0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選

択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、NISA の適用対象であり、2024 年 1 月 1 日以降は一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。ファンドは、2024 年 1 月 1 日以降の NISA の対象とならない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024 年 1 月 1 日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024 年 1 月 1 日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は 2023 年 7 月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2023 年 7 月 31 日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	3,017,399,921	98.30
親投資信託受益証券	日本	17,679,854	0.58
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	34,439,287	1.12
合計（純資産総額）		3,069,519,062	100.00

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	12,497,111,479	98.52
親投資信託受益証券	日本	67,565,178	0.53
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	119,822,766	0.94
合計（純資産総額）		12,684,499,423	100.00

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	218,463,350	85.85
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	36,003,414	14.15
合計（純資産総額）		254,466,764	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資信託受益証券	DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド (円)	1,207,442.9459	2,488	3,004,118,049	2,499	3,017,399,921	98.30
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・リクイディティ・マザーファンド	17,694,010	0.9992	17,679,854	0.9992	17,679,854	0.58

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.30
親投資信託受益証券	0.58
合計	98.88

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資信託受益証券	DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（ユーロ）	2,004,991.4133	6,254.06	12,539,353,754	6,233	12,497,111,479	98.52
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・リクイディティ・マザーファンド	67,619,274	0.9992	67,565,178	0.9992	67,565,178	0.53

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.52
親投資信託受益証券	0.53
合計	99.06

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	第51回政府保証地方公共団体金融機構債券	50,000,000	100.03	50,016,620	100.03	50,016,620	0.835	2023年8月14日	19.66
2	日本	特殊債券	第204回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	47,000,000	100.24	47,114,504	100.24	47,114,504	0.669	2023年11月30日	18.51
3	日本	特殊債券	第207回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	46,000,000	100.30	46,142,534	100.30	46,142,534	0.693	2023年12月28日	18.13
4	日本	特殊債券	第16回政府保証民間都市開発債券	45,000,000	100.16	45,072,900	100.16	45,072,900	0.699	2023年10月20日	17.71
5	日本	特殊債券	第209回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	100.38	30,116,792	100.38	30,116,792	0.747	2024年1月31日	11.84

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
特殊債券	85.85
合計	85.85

②【投資不動産物件】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

該当事項はありません。

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

該当事項はありません。

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

		純資産総額(円)		基準価額（円） （１口当たり）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 6 特定期間末	(2014 年 1 月 20 日)	4, 526, 501, 845	4, 739, 422, 541	0. 9628	1. 0048
第 7 特定期間末	(2014 年 7 月 18 日)	11, 523, 406, 351	11, 839, 533, 246	0. 9493	0. 9913
第 8 特定期間末	(2015 年 1 月 19 日)	12, 161, 489, 042	12, 722, 635, 953	0. 8969	0. 9389
第 9 特定期間末	(2015 年 7 月 21 日)	8, 027, 019, 800	8, 496, 243, 259	0. 8932	0. 9352
第 10 特定期間末	(2016 年 1 月 18 日)	4, 731, 873, 164	5, 021, 076, 272	0. 8186	0. 8606
第 11 特定期間末	(2016 年 7 月 19 日)	4, 156, 096, 791	4, 374, 668, 631	0. 8300	0. 8720
第 12 特定期間末	(2017 年 1 月 18 日)	5, 280, 742, 768	5, 513, 300, 936	0. 8254	0. 8674
第 13 特定期間末	(2017 年 7 月 18 日)	7, 439, 755, 788	7, 781, 047, 278	0. 8106	0. 8526
第 14 特定期間末	(2018 年 1 月 18 日)	8, 112, 393, 097	8, 527, 136, 860	0. 7883	0. 8303
第 15 特定期間末	(2018 年 7 月 18 日)	6, 738, 794, 842	7, 142, 676, 744	0. 7334	0. 7754

第 16 特定期間末	(2019 年 1 月 18 日)	4,961,543,092	5,308,270,011	0.6710	0.7130
第 17 特定期間末	(2019 年 7 月 18 日)	4,452,911,404	4,665,419,539	0.6732	0.7052
第 18 特定期間末	(2020 年 1 月 20 日)	5,649,724,908	5,883,673,268	0.6634	0.6934
第 19 特定期間末	(2020 年 7 月 20 日)	5,528,386,213	5,794,686,094	0.6003	0.6303
第 20 特定期間末	(2021 年 1 月 18 日)	5,561,933,001	5,838,863,291	0.6112	0.6412
第 21 特定期間末	(2021 年 7 月 19 日)	5,798,994,441	6,083,959,866	0.5980	0.6280
第 22 特定期間末	(2022 年 1 月 18 日)	5,671,217,844	5,973,699,964	0.5728	0.6028
第 23 特定期間末	(2022 年 7 月 19 日)	3,837,116,620	4,103,540,797	0.4737	0.5037
第 24 特定期間末	(2023 年 1 月 18 日)	3,440,351,541	3,596,010,762	0.4760	0.4960
第 25 特定期間末	(2023 年 7 月 18 日)	3,074,513,097	3,176,625,438	0.4596	0.4746
	2022 年 7 月末日	3,948,063,752	—	0.4874	—
	8 月末日	3,889,914,301	—	0.4833	—
	9 月末日	3,678,437,971	—	0.4557	—
	10 月末日	3,501,254,967	—	0.4582	—
	11 月末日	3,567,450,086	—	0.4745	—
	12 月末日	3,418,014,848	—	0.4669	—
	2023 年 1 月末日	3,403,729,098	—	0.4778	—
	2 月末日	3,306,004,868	—	0.4741	—
	3 月末日	3,174,956,647	—	0.4662	—
	4 月末日	3,146,134,875	—	0.4643	—
	5 月末日	3,120,483,165	—	0.4635	—
	6 月末日	3,083,248,574	—	0.4608	—
	7 月末日	3,069,519,062	—	0.4615	—

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

		純資産総額(円)		基準価額 (円) (1 口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 6 特定期間末	(2014 年 1 月 20 日)	21,658,475,749	22,900,508,926	1.1507	1.1987
第 7 特定期間末	(2014 年 7 月 18 日)	57,763,219,894	59,401,834,250	1.1066	1.1546
第 8 特定期間末	(2015 年 1 月 19 日)	49,227,147,393	51,875,113,625	1.0303	1.0803
第 9 特定期間末	(2015 年 7 月 21 日)	33,443,097,210	35,883,254,527	1.0105	1.0705
第 10 特定期間末	(2016 年 1 月 18 日)	16,872,829,802	18,294,236,153	0.8710	0.9310
第 11 特定期間末	(2016 年 7 月 19 日)	13,549,514,172	14,613,218,047	0.7888	0.8488
第 12 特定期間末	(2017 年 1 月 18 日)	18,290,276,093	19,407,134,539	0.7921	0.8521
第 13 特定期間末	(2017 年 7 月 18 日)	25,683,152,728	27,430,740,866	0.8061	0.8661
第 14 特定期間末	(2018 年 1 月 18 日)	33,649,894,454	35,878,289,769	0.8043	0.8643
第 15 特定期間末	(2018 年 7 月 18 日)	37,011,448,895	39,886,186,039	0.7098	0.7698
第 16 特定期間末	(2019 年 1 月 18 日)	29,798,842,248	32,973,699,002	0.5923	0.6523

第 17 特定期間末	(2019 年 7 月 18 日)	23, 561, 709, 047	25, 102, 094, 696	0. 5749	0. 6099
第 18 特定期間末	(2020 年 1 月 20 日)	22, 794, 492, 674	23, 979, 233, 217	0. 5654	0. 5954
第 19 特定期間末	(2020 年 7 月 20 日)	19, 357, 034, 886	20, 525, 609, 266	0. 5068	0. 5368
第 20 特定期間末	(2021 年 1 月 18 日)	19, 758, 519, 025	20, 899, 398, 460	0. 5236	0. 5536
第 21 特定期間末	(2021 年 7 月 19 日)	20, 346, 951, 392	21, 487, 375, 298	0. 5255	0. 5555
第 22 特定期間末	(2022 年 1 月 18 日)	19, 188, 799, 578	20, 364, 650, 339	0. 5011	0. 5311
第 23 特定期間末	(2022 年 7 月 19 日)	14, 567, 390, 696	15, 619, 798, 448	0. 4403	0. 4703
第 24 特定期間末	(2023 年 1 月 18 日)	12, 885, 387, 044	13, 516, 743, 008	0. 4403	0. 4603
第 25 特定期間末	(2023 年 7 月 18 日)	12, 659, 401, 171	13, 065, 521, 038	0. 4826	0. 4976
	2022 年 7 月末日	14, 605, 408, 320	—	0. 4408	—
	8 月末日	14, 543, 062, 326	—	0. 4437	—
	9 月末日	13, 653, 807, 935	—	0. 4246	—
	10 月末日	13, 823, 217, 093	—	0. 4453	—
	11 月末日	13, 768, 347, 199	—	0. 4507	—
	12 月末日	13, 004, 903, 701	—	0. 4385	—
	2023 年 1 月末日	13, 007, 264, 635	—	0. 4505	—
	2 月末日	12, 788, 146, 922	—	0. 4541	—
	3 月末日	12, 323, 185, 616	—	0. 4499	—
	4 月末日	12, 302, 744, 719	—	0. 4580	—
	5 月末日	12, 392, 961, 715	—	0. 4662	—
	6 月末日	12, 870, 376, 151	—	0. 4872	—
	7 月末日	12, 684, 499, 423	—	0. 4808	—

②【分配の推移】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 6 特定期間	2013 年 7 月 19 日～2014 年 1 月 20 日	0. 0420 円
第 7 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 18 日	0. 0420 円
第 8 特定期間	2014 年 7 月 19 日～2015 年 1 月 19 日	0. 0420 円
第 9 特定期間	2015 年 1 月 20 日～2015 年 7 月 21 日	0. 0420 円
第 10 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 18 日	0. 0420 円
第 11 特定期間	2016 年 1 月 19 日～2016 年 7 月 19 日	0. 0420 円
第 12 特定期間	2016 年 7 月 20 日～2017 年 1 月 18 日	0. 0420 円
第 13 特定期間	2017 年 1 月 19 日～2017 年 7 月 18 日	0. 0420 円
第 14 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 18 日	0. 0420 円
第 15 特定期間	2018 年 1 月 19 日～2018 年 7 月 18 日	0. 0420 円
第 16 特定期間	2018 年 7 月 19 日～2019 年 1 月 18 日	0. 0420 円

第 17 特定期間	2019 年 1 月 19 日～2019 年 7 月 18 日	0.0320 円
第 18 特定期間	2019 年 7 月 19 日～2020 年 1 月 20 日	0.0300 円
第 19 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	0.0300 円
第 20 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 18 日	0.0300 円
第 21 特定期間	2021 年 1 月 19 日～2021 年 7 月 19 日	0.0300 円
第 22 特定期間	2021 年 7 月 20 日～2022 年 1 月 18 日	0.0300 円
第 23 特定期間	2022 年 1 月 19 日～2022 年 7 月 19 日	0.0300 円
第 24 特定期間	2022 年 7 月 20 日～2023 年 1 月 18 日	0.0200 円
第 25 特定期間	2023 年 1 月 19 日～2023 年 7 月 18 日	0.0150 円

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 6 特定期間	2013 年 7 月 19 日～2014 年 1 月 20 日	0.0480 円
第 7 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 18 日	0.0480 円
第 8 特定期間	2014 年 7 月 19 日～2015 年 1 月 19 日	0.0500 円
第 9 特定期間	2015 年 1 月 20 日～2015 年 7 月 21 日	0.0600 円
第 10 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 18 日	0.0600 円
第 11 特定期間	2016 年 1 月 19 日～2016 年 7 月 19 日	0.0600 円
第 12 特定期間	2016 年 7 月 20 日～2017 年 1 月 18 日	0.0600 円
第 13 特定期間	2017 年 1 月 19 日～2017 年 7 月 18 日	0.0600 円
第 14 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 18 日	0.0600 円
第 15 特定期間	2018 年 1 月 19 日～2018 年 7 月 18 日	0.0600 円
第 16 特定期間	2018 年 7 月 19 日～2019 年 1 月 18 日	0.0600 円
第 17 特定期間	2019 年 1 月 19 日～2019 年 7 月 18 日	0.0350 円
第 18 特定期間	2019 年 7 月 19 日～2020 年 1 月 20 日	0.0300 円
第 19 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	0.0300 円
第 20 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 18 日	0.0300 円
第 21 特定期間	2021 年 1 月 19 日～2021 年 7 月 19 日	0.0300 円
第 22 特定期間	2021 年 7 月 20 日～2022 年 1 月 18 日	0.0300 円
第 23 特定期間	2022 年 1 月 19 日～2022 年 7 月 19 日	0.0300 円
第 24 特定期間	2022 年 7 月 20 日～2023 年 1 月 18 日	0.0200 円
第 25 特定期間	2023 年 1 月 19 日～2023 年 7 月 18 日	0.0150 円

③【収益率の推移】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

	期間	収益率 (%)
第 6 特定期間	2013 年 7 月 19 日～2014 年 1 月 20 日	7.1
第 7 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 18 日	3.0
第 8 特定期間	2014 年 7 月 19 日～2015 年 1 月 19 日	△1.1

第9 特定期間	2015 年 1 月 20 日～2015 年 7 月 21 日	4.3
第10 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 18 日	△3.6
第11 特定期間	2016 年 1 月 19 日～2016 年 7 月 19 日	6.5
第12 特定期間	2016 年 7 月 20 日～2017 年 1 月 18 日	4.5
第13 特定期間	2017 年 1 月 19 日～2017 年 7 月 18 日	3.3
第14 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 18 日	2.4
第15 特定期間	2018 年 1 月 19 日～2018 年 7 月 18 日	△1.6
第16 特定期間	2018 年 7 月 19 日～2019 年 1 月 18 日	△2.8
第17 特定期間	2019 年 1 月 19 日～2019 年 7 月 18 日	5.1
第18 特定期間	2019 年 7 月 19 日～2020 年 1 月 20 日	3.0
第19 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	△5.0
第20 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 18 日	6.8
第21 特定期間	2021 年 1 月 19 日～2021 年 7 月 19 日	2.7
第22 特定期間	2021 年 7 月 20 日～2022 年 1 月 18 日	0.8
第23 特定期間	2022 年 1 月 19 日～2022 年 7 月 19 日	△12.1
第24 特定期間	2022 年 7 月 20 日～2023 年 1 月 18 日	4.7
第25 特定期間	2023 年 1 月 19 日～2023 年 7 月 18 日	△0.3

(注)収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております（以下同じ）。

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

	期間	収益率（%）
第6 特定期間	2013 年 7 月 19 日～2014 年 1 月 20 日	15.7
第7 特定期間	2014 年 1 月 21 日～2014 年 7 月 18 日	0.3
第8 特定期間	2014 年 7 月 19 日～2015 年 1 月 19 日	△2.4
第9 特定期間	2015 年 1 月 20 日～2015 年 7 月 21 日	3.9
第10 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 18 日	△7.9
第11 特定期間	2016 年 1 月 19 日～2016 年 7 月 19 日	△2.5
第12 特定期間	2016 年 7 月 20 日～2017 年 1 月 18 日	8.0
第13 特定期間	2017 年 1 月 19 日～2017 年 7 月 18 日	9.3
第14 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 18 日	7.2
第15 特定期間	2018 年 1 月 19 日～2018 年 7 月 18 日	△4.3
第16 特定期間	2018 年 7 月 19 日～2019 年 1 月 18 日	△8.1
第17 特定期間	2019 年 1 月 19 日～2019 年 7 月 18 日	3.0
第18 特定期間	2019 年 7 月 19 日～2020 年 1 月 20 日	3.6
第19 特定期間	2020 年 1 月 21 日～2020 年 7 月 20 日	△5.1
第20 特定期間	2020 年 7 月 21 日～2021 年 1 月 18 日	9.2
第21 特定期間	2021 年 1 月 19 日～2021 年 7 月 19 日	6.1
第22 特定期間	2021 年 7 月 20 日～2022 年 1 月 18 日	1.1
第23 特定期間	2022 年 1 月 19 日～2022 年 7 月 19 日	△6.1
第24 特定期間	2022 年 7 月 20 日～2023 年 1 月 18 日	4.5

第 25 特定期間	2023 年 1 月 19 日～2023 年 7 月 18 日	13.0
-----------	---------------------------------	------

(4) 【設定及び解約の実績】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 6 特定期間	2,074,965,979	4,363,961,244
第 7 特定期間	9,650,186,575	2,212,223,921
第 8 特定期間	3,139,432,178	1,718,882,313
第 9 特定期間	438,610,313	5,011,899,477
第 10 特定期間	273,353,538	3,479,003,901
第 11 特定期間	553,478,874	1,326,753,679
第 12 特定期間	2,128,903,443	738,621,534
第 13 特定期間	3,939,585,150	1,159,577,392
第 14 特定期間	2,358,851,790	1,246,124,976
第 15 特定期間	1,099,273,722	2,201,794,725
第 16 特定期間	720,040,736	2,514,323,152
第 17 特定期間	971,646,135	1,750,337,784
第 18 特定期間	2,871,353,312	970,530,635
第 19 特定期間	1,239,771,572	546,696,918
第 20 特定期間	664,707,632	773,279,595
第 21 特定期間	1,597,078,542	999,522,493
第 22 特定期間	1,318,037,530	1,115,127,557
第 23 特定期間	146,791,681	1,947,414,083
第 24 特定期間	485,759,088	1,357,571,537
第 25 特定期間	87,660,017	626,713,706

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

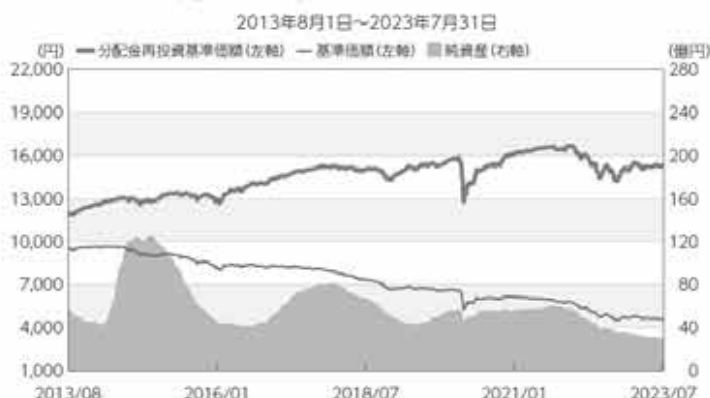
期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 6 特定期間	26,777,757,804	32,571,383,832
第 7 特定期間	47,034,511,905	13,657,795,936
第 8 特定期間	14,656,723,610	19,074,941,601
第 9 特定期間	3,363,160,337	18,046,443,171
第 10 特定期間	1,343,912,034	15,069,821,274
第 11 特定期間	2,965,220,685	5,159,268,861
第 12 特定期間	8,885,301,779	2,971,535,155
第 13 特定期間	18,288,469,009	9,517,920,329
第 14 特定期間	23,478,214,029	13,504,240,387
第 15 特定期間	19,052,404,540	8,743,419,860
第 16 特定期間	15,011,992,596	16,845,486,277
第 17 特定期間	6,860,433,605	16,188,243,040

第 18 特定期間	6, 331, 239, 212	7, 001, 262, 238
第 19 特定期間	2, 510, 975, 397	4, 626, 220, 748
第 20 特定期間	2, 932, 137, 337	3, 394, 339, 325
第 21 特定期間	5, 504, 875, 678	4, 520, 945, 773
第 22 特定期間	3, 801, 943, 790	4, 227, 824, 579
第 23 特定期間	918, 727, 147	6, 125, 227, 244
第 24 特定期間	2, 101, 406, 351	5, 923, 831, 694
第 25 特定期間	1, 470, 019, 446	4, 500, 758, 554

運用実績

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)円コース

●基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2023年 7月	25円
2023年 6月	25円
2023年 5月	25円
2023年 4月	25円
2023年 3月	25円
直近1年累計	350円
設定来累計	9,190円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(円)	98.30%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.58%

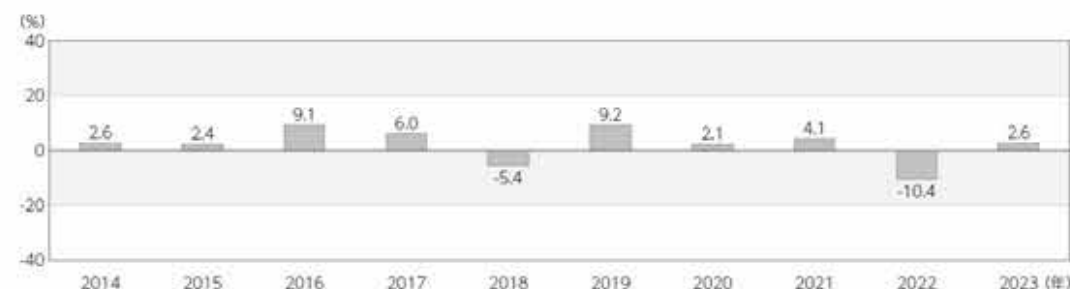
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
ニトロゲンムベク・ベジパリ	2025/05/14	7.000%	ハンガリー	1.2%
ケマーズ	2026/05/15	4.000%	アメリカ	1.0%
フランス電力	—	5.000%	フランス	0.9%
バイエル	2082/03/25	5.375%	ドイツ	0.9%
フランス電力	—	3.375%	フランス	0.8%
ロッシーニ	2025/10/30	6.750%	イタリア	0.8%
テバファーマスーティカル・ファイナンス・オランダII	2027/05/09	3.750%	イスラエル	0.7%
ウニクレディット	—	8.000%	イタリア	0.7%
サマーBCホールドコB	2026/10/31	5.750%	ルクセンブルク	0.7%
amsオスラム	2025/07/31	6.000%	オーストリア	0.7%

※比率はDWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※償還日が「—」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。国は、発行体のホールディング・カンパニーの国籍です。
 ※DWSインベストメントGmbHのデータを基にSBIアセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2023年は年初から7月末までの収益率を示しています。
 ※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

欧州ハイ・イールド債券オープン(毎月決算型)ユーロコース

●基準価額・純資産の推移

2013年8月1日～2023年7月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を引戻税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2023年 7月	25円
2023年 6月	25円
2023年 5月	25円
2023年 4月	25円
2023年 3月	25円
直近1年累計	350円
設定来累計	11,160円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド(ユーロ)	98.52%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.53%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

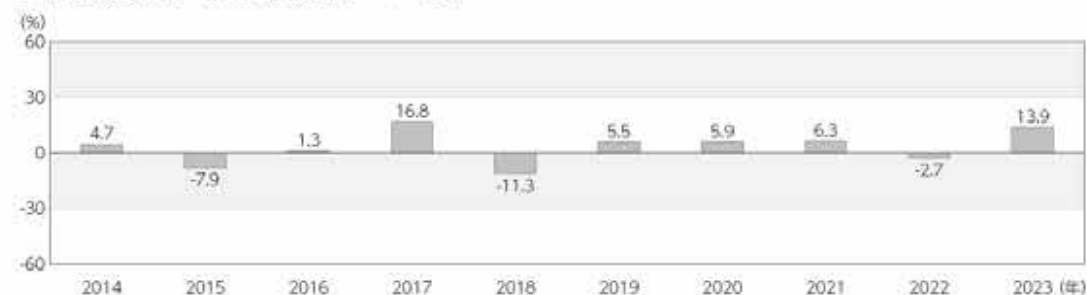
銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
ニトロゲンムベク・ベジパル	2025/05/14	7.000%	ハンガリー	1.2%
ケマーズ	2026/05/15	4.000%	アメリカ	1.0%
フランス電力	—	5.000%	フランス	0.9%
バイエル	2082/03/25	5.375%	ドイツ	0.9%
フランス電力	—	3.375%	フランス	0.8%
ロッシーニ	2025/10/30	6.750%	イタリア	0.8%
デパファーマスーティカル・ファイナンス・オランダII	2027/05/09	3.750%	イスラエル	0.7%
ユニクレディト	—	8.000%	イタリア	0.7%
サマーBCホールドコB	2026/10/31	5.750%	ルクセンブルグ	0.7%
amsオスラム	2025/07/31	6.000%	オーストリア	0.7%

※比率はDWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの純資産総額に対する比率です。

※償還日が「—」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。国は、発行体のホールディング・カンパニーの国籍です。

※DWSインベストメントGmbHのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2023年は年初から7月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後 3 時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1 口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1 口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額とします。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後 3 時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払いが遅延する場合があります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上 1 万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

外国投資信託証券は、計算時に知りえる直近の日の価額で評価します。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2011 年 1 月 28 日から 2031 年 1 月 17 日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月 19 日から翌月 18 日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e b から d までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって b から d までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年1月19日から7月18日まで、7月19日から翌年1月18日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 特定期間(2023 年 1 月 19 日から 2023 年 7 月 18 日まで) の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023 年 9 月 11 日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 榎 倉 昭 夫
業務執行社員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース」の 2023 年 1 月 19 日から 2023 年 7 月 18 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース」の 2023 年 7 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)	第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3, 423, 407	6, 927, 764
コール・ローン	89, 676, 314	59, 961, 335
投資信託受益証券	3, 372, 486, 602	3, 026, 058, 746
親投資信託受益証券	26, 686, 964	17, 679, 854
その他未収収益	313, 908	281, 647
流動資産合計	3, 492, 587, 195	3, 110, 909, 346
資産合計	3, 492, 587, 195	3, 110, 909, 346
負債の部		
流動負債		
未払金	－	13, 000, 000
未払収益分配金	18, 070, 916	16, 723, 282
未払解約金	31, 237, 561	4, 134, 216
未払受託者報酬	93, 214	80, 840
未払委託者報酬	2, 796, 406	2, 425, 214
未払利息	76	82
その他未払費用	37, 481	32, 615
流動負債合計	52, 235, 654	36, 396, 249
負債合計	52, 235, 654	36, 396, 249
純資産の部		
元本等		
元本	*17, 228, 366, 623	*16, 689, 312, 934
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3, 788, 015, 082	△3, 614, 799, 837
（分配準備積立金）	445, 551, 819	372, 893, 868
元本等合計	3, 440, 351, 541	3, 074, 513, 097
純資産合計	*33, 440, 351, 541	*33, 074, 513, 097
負債純資産合計	3, 492, 587, 195	3, 110, 909, 346

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	211,101,899	74,913,227
受取利息	50	140
有価証券売買等損益	△32,333,235	△71,434,966
その他収益	3,603,100	3,119,704
営業収益合計	182,371,814	6,598,105
営業費用		
支払利息	13,434	7,820
受託者報酬	608,193	524,637
委託者報酬	18,245,658	15,739,106
その他費用	245,585	211,671
営業費用合計	19,112,870	16,483,234
営業利益又は営業損失（△）	163,258,944	△9,885,129
経常利益又は経常損失（△）	163,258,944	△9,885,129
当期純利益又は当期純損失（△）	163,258,944	△9,885,129
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△396,140	431,993
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,263,062,452	△3,788,015,082
剰余金増加額又は欠損金減少額	722,940,533	332,349,204
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	722,940,533	332,349,204
剰余金減少額又は欠損金増加額	255,889,026	46,704,496
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	255,889,026	46,704,496
分配金	*155,659,221	*1102,112,341
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,788,015,082	△3,614,799,837

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため財務諸表を 6 ヶ月毎に作成しており、2023 年 1 月 19 日から 2023 年 7 月 18 日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)		第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)	
*1.	当該特定期間の末日における受益権の総数 7,228,366,623 口	*1.	当該特定期間の末日における受益権の総数 6,689,312,934 口
2.	投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損 3,788,015,082 円	2.	投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損 3,614,799,837 円
*3.	当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0.4760 円 (10,000 口当たりの純資産額 4,760 円)	*3.	当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0.4596 円 (10,000 口当たりの純資産額 4,596 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日		第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日	
*1. 分配金の計算過程 第 139 計算期間(2022 年 7 月 20 日～2022 年 8 月 18 日) 費用控除後の配当等収 A 36,543,438 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 4,285,682,314 円 分配準備積立金額 D 469,368,956 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 4,791,594,708 円		*1. 分配金の計算過程 第 145 計算期間(2023 年 1 月 19 日～2023 年 2 月 20 日) 費用控除後の配当等収 A 11,820,139 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 3,755,985,156 円 分配準備積立金額 D 432,800,874 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 4,200,606,169 円	

収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	8,060,691,579 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,944 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	50 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	40,303,457 円
第 140 計算期間(2022 年 8 月 19 日～2022 年 9 月 20 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	33,039,589 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	4,293,938,586 円
分配準備積立金額 D	456,463,846 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	4,783,442,021 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	8,058,861,952 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,935 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	50 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	40,294,309 円
第 141 計算期間(2022 年 9 月 21 日～2022 年 10 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	33,217,949 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	4,192,453,383 円
分配準備積立金額 D	434,497,539 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	4,660,168,871 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	7,861,018,333 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,928 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	19,652,545 円
第 142 計算期間(2022 年 10 月 19 日～2022 年 11 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	34,197,679 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	4,050,054,696 円
分配準備積立金額 D	429,963,105 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	4,514,215,480 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	7,588,378,943 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,948 円
分配対象額	

収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	7,026,292,578 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,978 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	17,565,731 円
第 146 計算期間(2023 年 2 月 21 日～2023 年 3 月 20 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	10,567,028 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	3,687,239,701 円
分配準備積立金額 D	418,907,775 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	4,116,714,504 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	6,896,932,917 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,968 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	17,242,332 円
第 147 計算期間(2023 年 3 月 21 日～2023 年 4 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	12,160,457 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	3,624,843,898 円
分配準備積立金額 D	404,563,670 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	4,041,568,025 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	6,778,860,542 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,962 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	16,947,151 円
第 148 計算期間(2023 年 4 月 19 日～2023 年 5 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	10,175,649 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	3,613,031,418 円
分配準備積立金額 D	397,907,633 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	4,021,114,700 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	6,755,765,489 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	5,952 円
分配対象額	

10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	18,970,947 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	16,889,413 円
第 143 計算期間(2022 年 11 月 19 日～2022 年 12 月 19 日)		第 149 計算期間(2023 年 5 月 19 日～2023 年 6 月 19 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	31,046,451 円	費用控除後の配当等収 A 益額	11,787,460 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	3,922,528,582 円	収益調整金額 C	3,583,698,354 円
分配準備積立金額 D	429,855,405 円	分配準備積立金額 D	386,266,787 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	4,383,430,438 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	3,981,752,601 円
当ファンドの期末残存 F 口数	7,346,818,902 口	当ファンドの期末残存 F 口数	6,697,773,158 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5,966 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5,944 円
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	18,367,047 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	16,744,432 円
第 144 計算期間(2022 年 12 月 20 日～2023 年 1 月 18 日)		第 150 計算期間(2023 年 6 月 20 日～2023 年 7 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	32,291,212 円	費用控除後の配当等収 A 益額	10,087,795 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	3,863,518,510 円	収益調整金額 C	3,580,500,321 円
分配準備積立金額 D	431,331,523 円	分配準備積立金額 D	379,529,355 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	4,327,141,245 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	3,970,117,471 円
当ファンドの期末残存 F 口数	7,228,366,623 口	当ファンドの期末残存 F 口数	6,689,312,934 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5,986 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	5,935 円
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	18,070,916 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	16,723,282 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その	同左

	他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)	第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)	第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 8,100,179,072 円	期首元本額 7,228,366,623 円
期中追加設定元本額 485,759,088 円	期中追加設定元本額 87,660,017 円
期中一部解約元本額 1,357,571,537 円	期中一部解約元本額 626,713,706 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 24 特定期間末（2023 年 1 月 18 日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	35,778,836
親投資信託受益証券	—
合計	35,778,836

第 25 特定期間末（2023 年 7 月 18 日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△33,833,239
親投資信託受益証券	—
合計	△33,833,239

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円 計	DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（円）	1,216,261.5539	3,026,058,746	
		銘柄数：1	1,216,261.5539	3,026,058,746	
		組入時価比率：98.4%		100.0%	
	投資信託受益証券合計			3,026,058,746	
親投資信託受益証券	日本円 計	マネー・リクイディティ・マザーファンド	17,694,010	17,679,854	
		銘柄数：1	17,694,010	17,679,854	
		組入時価比率：0.6%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			17,679,854	
合計				3,043,738,600	

（注）1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023 年 9 月 11 日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース」の 2023 年 1 月 19 日から 2023 年 7 月 18 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース」の 2023 年 7 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)	第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,232,971	29,262,796
コール・ローン	241,858,124	253,275,991
投資信託受益証券	12,661,410,454	12,458,353,754
親投資信託受益証券	94,590,868	67,565,178
未収入金	55,000,000	-
その他未収収益	1,184,408	1,163,604
流動資産合計	13,063,276,825	12,809,621,323
資産合計	13,063,276,825	12,809,621,323
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	73,161,610	65,584,762
未払解約金	93,624,092	74,133,402
未払受託者報酬	353,605	334,403
未払委託者報酬	10,608,118	10,032,063
未払利息	205	346
その他未払費用	142,151	135,176
流動負債合計	177,889,781	150,220,152
負債合計	177,889,781	150,220,152
純資産の部		
元本等		
元本	*129,264,644,048	*126,233,904,940
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△16,379,257,004	△13,574,503,769
元本等合計	12,885,387,044	12,659,401,171
純資産合計	*12,885,387,044	*12,659,401,171
負債純資産合計	13,063,276,825	12,809,621,323

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
営業収益		
受取配当金	364, 673, 844	312, 588, 902
受取利息	181	503
有価証券売買等損益	330, 019, 755	1, 296, 917, 610
その他収益	13, 713, 691	12, 235, 293
営業収益合計	708, 407, 471	1, 621, 742, 308
営業費用		
支払利息	47, 851	35, 201
受託者報酬	2, 312, 570	2, 054, 126
委託者報酬	69, 377, 085	61, 623, 742
その他費用	933, 792	830, 027
営業費用合計	72, 671, 298	64, 543, 096
営業利益又は営業損失 (△)	635, 736, 173	1, 557, 199, 212
経常利益又は経常損失 (△)	635, 736, 173	1, 557, 199, 212
当期純利益又は当期純損失 (△)	635, 736, 173	1, 557, 199, 212
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△9, 435, 120	17, 786, 857
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△18, 519, 678, 695	△16, 379, 257, 004
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 293, 592, 680	2, 459, 549, 941
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 293, 592, 680	2, 459, 549, 941
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 166, 986, 318	788, 089, 194
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 166, 986, 318	788, 089, 194
分配金	*1631, 355, 964	*1406, 119, 867
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△16, 379, 257, 004	△13, 574, 503, 769

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため財務諸表を 6 ヶ月毎に作成しており、2023 年 1 月 19 日から 2023 年 7 月 18 日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)		第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)	
*1.	当該特定期間の末日における受益権の総数 29,264,644,048 口	*1.	当該特定期間の末日における受益権の総数 26,233,904,940 口
2.	投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損 16,379,257,004 円	2.	投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損 13,574,503,769 円
*3.	当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0.4403 円 (10,000 口当たりの純資産額 4,403 円)	*3.	当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0.4826 円 (10,000 口当たりの純資産額 4,826 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日		第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日	
*1. 分配金の計算過程 第 139 計算期間(2022 年 7 月 20 日～2022 年 8 月 18 日) 費用控除後の配当等収 A 65,128,393 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 8,996,956,949 円 分配準備積立金額 D 0 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 9,062,085,342 円		*1. 分配金の計算過程 第 145 計算期間(2023 年 1 月 19 日～2023 年 2 月 20 日) 費用控除後の配当等収 A 55,474,101 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 7,473,890,679 円 分配準備積立金額 D 0 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 7,529,364,780 円	

収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	32,972,839,229 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,748 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	50 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	164,864,196 円
第 140 計算期間(2022 年 8 月 19 日～2022 年 9 月 20 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	60,585,105 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	8,745,690,272 円
分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	8,806,275,377 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	32,410,793,772 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,717 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	50 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	162,053,968 円
第 141 計算期間(2022 年 9 月 21 日～2022 年 10 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	52,660,253 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	8,477,338,852 円
分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	8,529,999,105 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	31,784,586,220 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,683 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	79,461,465 円
第 142 計算期間(2022 年 10 月 19 日～2022 年 11 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	59,636,282 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	8,175,126,871 円
分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	8,234,763,153 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	30,746,081,714 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,678 円
分配対象額	

収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	28,327,750,503 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,657 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	70,819,376 円
第 146 計算期間(2023 年 2 月 21 日～2023 年 3 月 20 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	45,225,562 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	7,254,423,151 円
分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	7,299,648,713 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	27,552,245,296 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,649 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	68,880,613 円
第 147 計算期間(2023 年 3 月 21 日～2023 年 4 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	53,113,138 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	7,127,850,921 円
分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	7,180,964,059 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	27,159,722,975 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,643 円
分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 $I=F \times H / 10,000$	67,899,307 円
第 148 計算期間(2023 年 4 月 19 日～2023 年 5 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	49,419,449 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	6,967,651,397 円
分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 $E=A+B+C+D$	7,017,070,846 円
収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	26,604,222,045 口
10,000 口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$	2,637 円
分配対象額	

10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	76,865,204 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	66,510,555 円
第 143 計算期間(2022 年 11 月 19 日～2022 年 12 月 19 日)		第 149 計算期間(2023 年 5 月 19 日～2023 年 6 月 19 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	56,059,282 円	費用控除後の配当等収 A 益額	51,790,362 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	7,954,672,813 円	収益調整金額 C	6,941,801,564 円
分配準備積立金額 D	0 円	分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	8,010,732,095 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	6,993,591,926 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F 口数	29,979,808,731 口	当ファンドの期末残存 F 口数	26,570,101,962 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	2,672 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	2,632 円
分配対象額		分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	74,949,521 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	66,425,254 円
第 144 計算期間(2022 年 12 月 20 日～2023 年 1 月 18 日)		第 150 計算期間(2023 年 6 月 20 日～2023 年 7 月 18 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	47,694,060 円	費用控除後の配当等収 A 益額	44,428,161 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	7,746,499,521 円	収益調整金額 C	6,839,561,682 円
分配準備積立金額 D	0 円	分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	7,794,193,581 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	6,883,989,843 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F 口数	29,264,644,048 口	当ファンドの期末残存 F 口数	26,233,904,940 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	2,663 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	2,624 円
分配対象額		分配対象額	
10,000 口当たり分配 H 金額	25 円	10,000 口当たり分配 H 金額	25 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	73,161,610 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	65,584,762 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その	同左

	他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)	第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 24 特定期間 自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日	第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 25 特定期間 自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 24 特定期間末 (2023 年 1 月 18 日現在)	第 25 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 33,087,069,391 円	期首元本額 29,264,644,048 円
期中追加設定元本額 2,101,406,351 円	期中追加設定元本額 1,470,019,446 円
期中一部解約元本額 5,923,831,694 円	期中一部解約元本額 4,500,758,554 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 24 特定期間末（2023 年 1 月 18 日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△341,774,887
親投資信託受益証券	—
合計	△341,774,887

第 25 特定期間末（2023 年 7 月 18 日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	21,912,679
親投資信託受益証券	—
合計	21,912,679

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（ユーロ）	1,992,061.6812	12,458,353,754	
	計	銘柄数：1	1,992,061.6812	12,458,353,754	
		組入時価比率：98.4%			100.0%
	投資信託受益証券合計				12,458,353,754
親投資信託受益証券	日本円	マネー・リクイディティ・マザーファンド	67,619,274	67,565,178	
	計	銘柄数：1	67,619,274	67,565,178	
		組入時価比率：0.5%			100.0%
	親投資信託受益証券合計				67,565,178
合計				12,525,918,932	

（注）1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

「欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース」「欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース」は、「マネー・リクイディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネー・リクイディティ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2023 年 1 月 18 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			1,926,638	3,132,064
コール・ローン			50,468,372	27,108,710
特殊債券			260,687,341	223,455,679
未収利息			649,728	508,715
前払費用			207,624	260,522
流動資産合計			313,939,703	254,465,690
資産合計			313,939,703	254,465,690
負債の部				
流動負債				
未払利息			42	37
その他未払費用			194	190
流動負債合計			236	227
負債合計			236	227
純資産の部				
元本等				
元本		*1	314,111,113	254,668,510
剰余金				
剰余金又は欠損金（△）			△171,646	△203,047
元本等合計			313,939,467	254,465,463
純資産合計		*3	313,939,467	254,465,463
負債純資産合計			313,939,703	254,465,690

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 1 月 18 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 314, 111, 113 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 254, 668, 510 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損 171, 646 円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損 203, 047 円
*3. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0. 9995 円 (10, 000 口当たりの純資産額 9, 995 円)	*3. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0. 9992 円 (10, 000 口当たりの純資産額 9, 992 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2022 年 7 月 20 日 至 2023 年 1 月 18 日	自 2023 年 1 月 19 日 至 2023 年 7 月 18 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用	同左

	部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	
--	--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	2023 年 1 月 18 日現在	2023 年 7 月 18 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2023 年 1 月 18 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022 年 7 月 20 日
期首元本額	329,672,325 円
期首より 2023 年 1 月 18 日までの追加設定元本額	17,604,984 円
期首より 2023 年 1 月 18 日までの一部解約元本額	33,166,196 円
期末元本額	314,111,113 円
2023 年 1 月 18 日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	26,700,315 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	94,638,188 円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）	244,913 円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）	3,442,714 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）円コース	3,203,311 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）ユーロコース	10,069,212 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	9,598,611 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	162,813,407 円
E S G 海洋関連株式ファンド	3,400,442 円

2023 年 7 月 18 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 1 月 19 日
期首元本額	314,111,113 円
期首より 2023 年 7 月 18 日までの追加設定元本額	100,081 円
期首より 2023 年 7 月 18 日までの一部解約元本額	59,542,684 円
期末元本額	254,668,510 円
2023 年 7 月 18 日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	17,694,010 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	67,619,274 円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）	344,994 円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）	3,442,714 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）円コース	2,202,610 円
欧州ハイ・イールド債券オープン（1 年決算型）ユーロコース	7,567,460 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	9,598,611 円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	142,798,395 円
E S G 海洋関連株式ファンド	3,400,442 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2023 年 1 月 18 日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	△756,976
合計	△756,976

2023 年 7 月 18 日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	△813,811
合計	△813,811

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	日本円	第195回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	50,017,051	
		第204回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	47,000,000	47,126,698	
		第207回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	46,000,000	46,154,871	
		第209回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	30,125,034	
		第51回政府保証地方公共団体金融機構債券	50,000,000	50,032,025	
	計	銘柄数：5 組入時価比率：87.8%	223,000,000	223,455,679 100.0%	
合計				223,455,679	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド

以下は、DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンドの監査報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

収入および支出の計算書

自 2022年1月1日 至 2022年12月31日

I. 収益		
1. 受取利息（有価証券、源泉税控除前）	EUR	23,013,708.67
2. 受取利息（流動資産、源泉税控除前）	EUR	50,057.02
3. 貸付有価証券による収益	EUR	1,116,199.17
4. 外国源泉税（控除）	EUR△	39,679.22
5. その他収益	EUR	10,364.16
収益合計	EUR	24,150,649.80
II. 費用		
1. 支払利息	EUR△	27,907.70
2. 運用報酬	EUR△	4,153,639.94
内訳：		
一括報酬	EUR	△4,124,531.73
事務管理報酬	EUR	△ 29,108.21
3. 預託費用	EUR△	28,591.11
4. 監査費用	EUR△	24,347.52
5. 年次税	EUR△	43,453.23
6. その他費用	EUR△	503,579.51
内訳：		
融資収入による成功報酬	EUR	△ 372,066.39
その他	EUR	△ 131,513.12
費用合計	EUR△	4,781,519.01
III. 純投資収益	EUR	19,369,130.79
IV. 売却取引		
1. 実現利益	EUR	8,523,140,669.12
2. 実現損失	EUR△	8,531,662,094.48
譲渡益／譲渡損	EUR△	8,521,425.36
V. 当年度実現損益	EUR	10,847,705.43
1. 未実現評価益	EUR	6,046,113.12
2. 未実現評価損	EUR△	71,302,004.81
VI. 当年度未実現損益	EUR△	65,255,891.69
VII. 当年度純利益／純損失	EUR△	54,408,186.26

Investment portfolio – December 31, 2022

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in EUR	% of net assets	
Securities traded on an exchange						410 273 129.14	95.41	
Interest-bearing securities								
7.558 % 888 Acquisitions Ltd -Reg- (MTN) 2022/2027	EUR	2 000 000	2 000 000	%	86.242	1724 840.00	0.40	
7.321 % Aareal Bank AG 2014/perpetual *	EUR	800 000		%	88.709	709 672.00	0.16	
3.248 % Abertis Infraestructuras Finance BV 2020/perpetual *	EUR	2 000 000		%	84.929	1698 580.00	0.39	
2.625 % Abertis Infraestructuras Finance BV 2021/perpetual *	EUR	1 000 000	1 000 000	%	77.501	775 010.00	0.18	
4.375 % Accor SA 2019/perpetual *	EUR	500 000	500 000	%	94.298	471 490.00	0.11	
2.375 % Accor SA (MTN) 2021/2028	EUR	1 300 000		%	85.028	1 105 364.00	0.26	
3.00 % Adevinta ASA -Reg- (MTN) 2020/2027 **	EUR	1 000 000	590 000	%	88.733	887 330.00	0.21	
2.25 % ADLER Group SA (MTN) 2021/2029	EUR	2 000 000		1 000 000	%	33.293	665 860.00	0.15
2.25 % ADLER Group SA (MTN) 2021/2027	EUR	1 500 000		%	34.996	524 940.00	0.12	
4.125 % Adler Pelzer Holding GmbH -Reg- (MTN) 2017/2024 **	EUR	1 300 000		%	86.004	1 118 052.00	0.26	
4.25 % Affielou SAS (MTN) 2021/2026	EUR	1 000 000		400 000	%	89.487	894 870.00	0.21
3.625 % Ahlstrom-Munksjo Holding 3 Oy -Reg- (MTN) 2021/2028 **	EUR	660 000		%	84.903	560 359.80	0.13	
6.25 % AIB Group PLC 2020/perpetual *	EUR	990 000		%	93.766	928 283.40	0.22	
5.25 % Albion Financing 1 SARL Via Aggreko Holdings, Inc. -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1 480 000		%	87.979	1 302 089.20	0.30	
4.125 % Allwyn International AS -Reg- (MTN) 2019/2024	EUR	2 000 000		1 000 000	%	98.933	1 978 660.00	0.46
3.875 % Allwyn International AS -Reg- (MTN) 2020/2027	EUR	770 000	770 000	%	90.816	699 283.20	0.16	
4.875 % Almoviva-The Italian Innovation Co., SpA (MTN) 2021/2026	EUR	500 000	500 000	%	94.162	470 810.00	0.11	
2.25 % Altice Financing SA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	800 000		%	92.269	738 152.00	0.17	
3.00 % Altice Financing SA -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	500 000	500 000	%	79.22	396 100.00	0.09	
4.25 % Altice Financing SA -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	1 000 000	1 000 000	%	81.235	812 350.00	0.19	
4.75 % Altice Finco SA -Reg- 2017/2028	EUR	1 000 000		%	74.985	749 850.00	0.17	
5.875 % Altice France SA -Reg- (MTN) 2018/2027	EUR	3 400 000		%	87.648	2 980 032.00	0.69	
2.50 % Altice France SA -Reg- (MTN) 2019/2025	EUR	570 000		%	90.229	514 305.30	0.12	
3.375 % Altice France SA -Reg- (MTN) 2019/2028	EUR	500 000		%	75.794	378 970.00	0.09	
2.125 % Altice France SA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	400 000	400 000	%	88.733	354 932.00	0.08	
4.25 % Altice France SA -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	1 690 000		%	75.423	1 274 648.70	0.30	
6.00 % ams-OSRAM AG -Reg- (MTN) 2020/2025 **	EUR	3 000 000		%	93.84	2 815 200.00	0.65	
4.625 % APCOA Parking Holdings GmbH -Reg- (MTN) 2021/2027 **	EUR	700 000		520 000	%	86.368	604 576.00	0.14
5.00 % ARD Finance SA -Reg- (MTN) 2019/2027	EUR	1 000 000	1 000 000	%	67.682	676 820.00	0.16	
1.875 % Arena Luxembourg Finance Sarl -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	400 000	940 000	540 000	%	80.427	321 708.00	0.07
4.625 % ASR Nederland NV 2017/perpetual *	EUR	660 000		%	84.534	557 924.40	0.13	
5.00 % Asseblin Financing AB -Reg- (MTN) 2019/2025 **	EUR	1 400 000		1 540 000	%	98.173	1 374 422.00	0.32
5.00 % AT&S Austria Technologie & Systemtechnik AG 2022/perpetual *	EUR	500 000	500 000	%	86.851	434 255.00	0.10	
1.875 % Autostrade per l'Italia SpA (MTN) 2017/2029	EUR	1 000 000	1 000 000	%	79.702	797 020.00	0.19	
2.00 % Autostrade per l'Italia SpA (MTN) 2021/2030	EUR	500 000	500 000	%	79.548	397 740.00	0.09	
2.625 % Avantor Funding, Inc. -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	2 000 000	540 000	%	94.68	1 893 600.00	0.44	
5.875 % Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA 2018/perpetual *	EUR	800 000	800 000	%	96.328	770 624.00	0.18	
2.00 % Banco de Sabadell SA (MTN) 2020/2030 *	EUR	1 000 000		%	89.572	895 720.00	0.21	
2.50 % Banco de Sabadell SA (MTN) 2021/2031	EUR	1 200 000		%	87.39	1 048 680.00	0.24	
5.75 % Banco de Sabadell SA 2021/perpetual *	EUR	800 000		%	87.182	697 456.00	0.16	
5.375 % Banco de Sabadell SA (MTN) 2022/2026 *	EUR	1 200 000	1 200 000	%	99.423	1 193 076.00	0.28	
3.625 % Banco Santander SA 2021/perpetual *	EUR	800 000		%	69.459	555 672.00	0.13	
3.50 % Banijay Entertainment SASU -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	1 100 000		%	94.603	1 040 633.00	0.24	
6.50 % Banijay Group SAS -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	1 176 000	400 000	%	94.628	1 112 825.28	0.26	
7.50 % Bank of Ireland Group PLC 2020/perpetual *	EUR	440 000		%	97.45	428 780.00	0.10	
6.75 % Bank of Ireland Group PLC (MTN) 2022/2033 *	EUR	180 000	180 000	%	99.413	178 943.40	0.04	
1.25 % Bankinter SA 2021/2032 *	EUR	1 100 000		%	79.898	878 878.00	0.20	
1.125 % Barclays PLC (MTN) 2021/2031 *	EUR	600 000		%	85.101	510 606.00	0.12	
3.125 % Bayer AG 2019/2029 *	EUR	1 000 000	1 000 000	%	85.195	851 950.00	0.20	
5.375 % Bayer AG 2022/2082 **	EUR	3 500 000	3 500 000	%	87.865	3 075 275.00	0.72	
4.75 % BCP V Modular Services Finance II PLC -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	500 000	500 000	%	84.117	420 585.00	0.10	
5.25 % BK LC Lux Finco1 Sarl -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	2 000 000	1 000 000	1 000 000	%	86.948	1 738 960.00	0.40
3.00 % British American Tobacco PLC 2021/perpetual *	EUR	1 000 000	1 000 000	%	77.927	779 270.00	0.18	
3.75 % British American Tobacco PLC 2021/perpetual *	EUR	500 000	500 000	%	72.025	360 125.00	0.08	
5.75 % Caixa Geral de Depositos SA (MTN) 2018/2028 *	EUR	1 000 000		%	100.004	1 000 040.00	0.23	
6.75 % CaixaBank SA 2017/perpetual *	EUR	800 000		%	97.878	783 024.00	0.18	
2.75 % CaixaBank SA (MTN) 2017/2028 *	EUR	700 000	700 000	%	98.275	687 925.00	0.16	
6.375 % CaixaBank SA 2018/perpetual *	EUR	800 000		%	97.525	780 200.00	0.18	
2.375 % Canpack SA Via Canpack US LLC -Reg- (MTN) 2020/2027	EUR	200 000		520 000	%	78.947	157 894.00	0.04
10.125 % Carnival Corp. -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	2 000 000		1 196 000	%	99.836	1 996 720.00	0.46
4.498 % Casino Guichard Perrachon SA (MTN) 2014/2024 **	EUR	1 100 000		200 000	%	83.679	920 469.00	0.21
5.25 % Casino Guichard Perrachon SA (MTN) 2021/2027	EUR	1 000 000		%	51.281	512 810.00	0.12	
6.00 % Castor SpA -Reg- (MTN) 2022/2029	EUR	1 990 000	1 990 000	%	89.582	1 782 681.80	0.41	
2.375 % Catalent Pharma Solutions, Inc. -Reg- (MTN) 2020/2028 **	EUR	1 702 000	1 702 000	%	82.062	1 396 695.24	0.32	
1.75 % CECONOMY AG (MTN) 2021/2026	EUR	1 000 000		1 300 000	%	63.06	630 600.00	0.15
1.25 % Cellnex Finance Co. SA (MTN) 2021/2029	EUR	1 400 000	700 000	%	80.193	1 122 702.00	0.26	
2.00 % Cellnex Finance Co. SA (MTN) 2021/2033	EUR	1 800 000	1 000 000	%	73.725	1 327 050.00	0.31	

DWS Euro High Yield Bond Master Fund

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in EUR	% of net assets	
1.50 % Cellnex Finance Co. SA (MTN) 2021/2028	EUR	2 000 000	1500 000	%	83.51	1670 200.00	0.39	
1.875 % Cellnex Telecom SA (MTN) 2020/2029	EUR	1 000 000	1 000 000	%	81.702	817 020.00	0.19	
1.75 % Cellnex Telecom SA (MTN) 2020/2030	EUR	2 400 000	900 000	%	77.835	1868 040.00	0.43	
5.875 % Centurion Bidco SpA -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	1 700 000	500 000	300 000	%	86.728	1 474 376.00	0.34
4.00 % Chemours Co. (MTN) 2018/2026	EUR	5 000 000		%	90.086	4 504 300.00	1.05	
4.375 % Cheplapharm Arzneimittel GmbH -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	1 240 000		%	88.143	1 092 973.20	0.25	
6.25 % Cirsa Finance International Sarl -Reg- (MTN) 2018/2023	EUR	542 986	245.296	1 825 236	%	99.572	540 661.77	0.13
4.75 % Cirsa Finance International Sarl -Reg- (MTN) 2019/2025	EUR	500 000	500 000	%	94.751	473 755.00	0.11	
10.375 % Cirsa Finance International Sarl -Reg- (MTN) 2022/2027	EUR	1 330 000	1 330 000	%	102.81	1 367 373.00	0.32	
7.50 % CMA CGM SA -Reg- (MTN) 2020/2026 **	EUR	2 100 000		%	103.563	2 174 823.00	0.51	
6.125 % Commerzbank AG 2020/perpetual *	EUR	1 600 000		%	93.118	1 489 888.00	0.35	
1.375 % Commerzbank AG (MTN) 2021/2031 **	EUR	1 500 000		%	80.997	1 214 955.00	0.28	
6.702 % Conceria Pasubio SpA -Reg- (MTN) 2021/2028 *	EUR	760 000		%	77.491	588 931.60	0.14	
5.00 % Consolidated Energy Finance SA -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	3 000 000	190 000	%	84.756	2 542 680.00	0.59	
4.25 % Constellium SE -Reg- (MTN) 2017/2026	EUR	1 240 000	240 000	%	96.62	1 198 088.00	0.28	
3.125 % Constellium SE -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	2 200 000	700 000	300 000	%	79.617	1 751 574.00	0.41
4.125 % ContourGlobal Power Holdings SA -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	1 570 000	760 000	%	98.146	1 540 892.20	0.36	
3.125 % ContourGlobal Power Holdings SA -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	530 000		%	82.575	437 647.50	0.10	
3.25 % Cooperative Rabobank UA 2019/perpetual **	EUR	2 600 000		%	85.414	2 220 764.00	0.52	
3.875 % Coty, Inc. -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1 200 000		%	93.456	1 121 472.00	0.26	
3.375 % Crown European Holdings SA -Reg- (MTN) 2015/2025	EUR	3 400 000		%	98.733	3 356 922.00	0.78	
4.625 % Cullinan Holdco Scsp -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	2 000 000	1 100 000	%	88.144	1 762 880.00	0.41	
1.875 % DEMIRE Deutsche Mittelstand Real Estate AG (MTN) 2019/2024	EUR	1 000 000	1 000 000	%	70.257	702 570.00	0.16	
3.75 % Deutsche Lufthansa AG (MTN) 2021/2028	EUR	2 400 000		%	89.048	2 137 152.00	0.50	
3.50 % Deutsche Lufthansa AG (MTN) 2021/2029	EUR	1 600 000		%	85.367	1 365 872.00	0.32	
2.875 % Deutsche Lufthansa AG (MTN) 2021/2027	EUR	1 300 000		%	87.117	1 132 521.00	0.26	
4.679 % Deutsche Pfandbriefbank AG (MTN) 2017/2027 *	EUR	800 000	600 000	%	86.619	692 952.00	0.16	
2.25 % DIC Asset AG (MTN) 2021/2026	EUR	2 400 000	400 000	%	57.282	1 374 768.00	0.32	
7.00 % DKT Finance ApS -Reg- (MTN) 2018/2023	EUR	3 000 000		%	99.862	2 995 860.00	0.70	
6.00 % Douglas GmbH -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	2 000 000		320 000	%	84.129	1 682 580.00	0.39
5.00 % doValue SpA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	2 500 000		%	96.681	2 417 025.00	0.56	
2.625 % Drax Finco PLC (MTN) 2020/2025	EUR	970 000	280 000	%	94.511	916 756.70	0.21	
2.00 % Dufry One BV (MTN) 2019/2027	EUR	1 000 000		%	82.055	820 550.00	0.19	
3.375 % DUFYR ONE BV (MTN) 2021/2028	EUR	580 000		%	83.117	482 078.60	0.11	
1.875 % EDP - Energias de Portugal SA 2021/2081 *	EUR	2 000 000	1 000 000	%	85.691	1 713 820.00	0.40	
1.875 % EDP - Energias de Portugal SA 2021/2082 *	EUR	1 000 000		%	72.152	721 520.00	0.17	
5.50 % eDreams ODIGEO SA -Reg- (MTN) 2022/2027	EUR	1 000 000	1 700 000	700 000	%	79.552	795 520.00	0.18
6.25 % eG Global Finance PLC -Reg- (MTN) 2019/2025	EUR	600 000		%	88.078	528 468.00	0.12	
3.50 % eircom Finance DAC (MTN) 2019/2026 **	EUR	500 000		500 000	%	90.664	453 320.00	0.11
5.00 % Electricite de France SA (MTN) 2014/perpetual *	EUR	3 500 000	2 000 000	%	91.489	3 202 115.00	0.74	
3.375 % Electricite de France SA 2020/perpetual *	EUR	3 200 000	600 000	%	72.834	2 330 688.00	0.54	
3.75 % Elinor Group SA (MTN) 2021/2026 **	EUR	800 000		220 000	%	84.628	677 024.00	0.16
3.75 % ELM BV for Firmenich International SA 2020/perpetual *	EUR	710 000		%	95.327	676 821.70	0.16	
3.375 % Emerica SASU -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	400 000		840 000	%	83.647	334 588.00	0.08
4.00 % Energia Group NI FinanceCo PLC Via Energia Group ROI Holdings DAC -Reg- (MTN) 2017/2025 **	EUR	2 000 000		%	97.91	1 958 200.00	0.46	
3.375 % Explorer II AS (MTN) 2020/2025	EUR	500 000	500 000	%	83.867	419 335.00	0.10	
3.125 % Faurecia SE (MTN) 2019/2026	EUR	1 000 000		%	88.739	887 390.00	0.21	
2.375 % Faurecia SE (MTN) 2019/2027 **	EUR	500 000	500 000	%	83.933	419 665.00	0.10	
3.75 % Faurecia SE (MTN) 2020/2028	EUR	2 240 000		%	85.452	1 914 124.80	0.45	
2.75 % Faurecia SE (MTN) 2021/2027	EUR	1 000 000		800 000	%	84.572	845 720.00	0.20
7.25 % Faurecia SE 2022/2026	EUR	630 000	630 000	%	101.22	637 686.00	0.15	
5.00 % Flamingo Lux II SCA -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	1 800 000		%	77.283	1 391 094.00	0.32	
3.25 % Ford Motor Credit Co., LLC (MTN) 2020/2025	EUR	1 720 000		%	95.385	1 640 622.00	0.38	
6.875 % Frigoglass Finance BV -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	3 360 000		%	29.492	990 931.20	0.23	
0.00 % Galapagos SA -Reg- (MTN) 2014/2021	EUR	266 400		%	0	0.27	0.00	
5.375 % Galapagos SA -Reg- (MTN) 2014/2021	EUR	187 500		%	0	0.19	0.00	
8.125 % Gamma Bondco Sarl -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	2 300 000	550 000	%	85.596	1 968 708.00	0.46	
6.75 % Garfunkelux Holdco 3 SA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	670 000		%	80.44	538 948.00	0.13	
3.50 % Getlink SE (MTN) 2020/2025	EUR	2 050 000		%	97.533	1 999 426.50	0.46	
6.637 % Golden Goose SpA -Reg- (MTN) 2021/2027 *	EUR	970 000		%	93.095	903 021.50	0.21	
5.375 % Goldstory SASU -Reg- (MTN) 2021/2026 **	EUR	530 000		%	92.477	490 128.10	0.11	
2.625 % Graphic Packaging International LLC -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	1 600 000	610 000	%	87.783	1 404 528.00	0.33	
3.20 % Grifols SA -Reg- (MTN) 2017/2025	EUR	1 500 000		%	92.584	1 388 760.00	0.32	
4.125 % Gruenthal GmbH -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	2 290 000		%	90.3	2 067 870.00	0.48	
3.50 % Grupo Antolin-Irausa SA -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	500 000		%	71.268	356 340.00	0.08	
3.25 % Guala Closures SpA -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	1 000 000		520 000	%	86.019	860 190.00	0.20
3.248 % Heimstaden Bostad AB 2019/perpetual *	EUR	1 000 000		1 000 000	%	73.742	737 420.00	0.17
5.625 % HSE Finance Sarl (MTN) 2021/2026	EUR	1 500 000		%	54.132	811 980.00	0.19	
9.25 % HT Troplast GmbH -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	1 710 000		%	91.701	1 568 087.10	0.36	
4.25 % Huhtamaki Oyj (MTN) 2022/2027	EUR	1 000 000	1 000 000	%	97.949	979 490.00	0.23	
3.625 % IHO Verwaltungs GmbH -Reg- (MTN) 2019/2025	EUR	1 500 000	500 000	%	91.517	1 372 755.00	0.32	
5.125 % Iliad Holding SASU -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	2 100 000	880 000	%	92.915	1 951 215.00	0.45	

DWS Euro High Yield Bond Master Fund

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in EUR	% of net assets	
5.625 % Iliad Holding SASU -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	1000 000	500 000	%	91.024	910 240.00	0.21	
5.375 % Iliad SA (MTN) 2022/2027	EUR	800 000	800 000		99.515	796 120.00	0.19	
2.875 % INEOS Finance PLC -Reg- (MTN) 2019/2026 **	EUR	500 000	500 000	%	86.643	433 215.00	0.10	
3.75 % INEOS Quattro Finance 1 Plc -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	300 000	300 000		82.704	248 112.00	0.06	
2.50 % INEOS Quattro Finance 2 Plc -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	500 000	500 000	%	85.27	426 350.00	0.10	
2.25 % INEOS Styrolution Group GmbH -Reg- (MTN) 2020/2027	EUR	800 000		%	81.691	653 528.00	0.15	
1.875 % Infrastrutture Wireless Italiane SpA (MTN) 2020/2026	EUR	1000 000		660 000	%	91.463	914 630.00	0.21
3.75 % International Consolidated Airlines Group SA (MTN) 2021/2029	EUR	2200 000		%	77.251	1699 522.00	0.40	
6.50 % International Design Group SPA -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	3000 000		%	91.308	2 739 240.00	0.64	
3.50 % International Game Technology PLC -Reg- (MTN) 2019/2026 **	EUR	1380 000		%	95.667	1320 204.60	0.31	
7.75 % Intesa Sanpaolo SpA 2017/perpetual *	EUR	2500 000	500 000	500 000	%	96.938	2 423 450.00	0.56
6.25 % Intesa Sanpaolo SpA 2017/perpetual *	EUR	500 000	500 000	%	96.622	483 110.00	0.11	
5.875 % Intesa Sanpaolo SpA (MTN) 2020/perpetual *	EUR	2000 000		%	93.991	1879 820.00	0.44	
6.375 % Intesa Sanpaolo SpA 2022/perpetual *	EUR	500 000	1030 000	530 000	%	86.063	430 315.00	0.10
5.25 % Intralot Capital Luxembourg SA -Reg- (MTN) 2017/2024	EUR	1500 000	500 000	%	90.924	1363 860.00	0.32	
4.875 % Intrum AB -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	2000 000		1000 000	%	91.405	1828 100.00	0.43
9.25 % Intrum AB -Reg- (MTN) 2022/2028	EUR	640 000	640 000	%	99.081	634 118.40	0.15	
5.50 % IPD 3 BV -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	650 000		%	95.223	618 949.50	0.14	
4.25 % Iqera Group SAS -Reg- (MTN) 2017/2024	EUR	1500 000		500 000	%	91.423	1371 345.00	0.32
6.50 % Iqera Group SAS -Reg- 2020/2024	EUR	1470 000		%	93.958	1381 182.60	0.32	
2.875 % IQVIA, Inc. -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	2300 000		%	89.524	2 059 052.00	0.48	
2.25 % IQVIA, Inc. -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	600 000	600 000	%	84.509	507 054.00	0.12	
6.934 % Italmatch Chemicals SpA -Reg- (MTN) 2018/2024 * 0.33	EUR	1500 000		%	95.869	1438 035.00		
5.875 % Jaguar Land Rover Automotive PLC -Reg- (MTN) 2019/2024	EUR	1270 000		%	94.38	1198 626.00	0.28	
6.875 % Jaguar Land Rover Automotive PLC -Reg- (MTN) 2019/2026	EUR	260 000		%	89.191	231 896.60	0.05	
4.50 % Jaguar Land Rover Automotive PLC -Reg- (MTN) 2021/2028 **	EUR	480 000		%	76.193	365 726.40	0.08	
3.625 % James Hardie International Finance DAC -Reg- (MTN) 2018/2026	EUR	1000 000		%	93.91	939 100.00	0.22	
5.125 % Kaiko Bondco Telecom SA (MTN) 2021/2029	EUR	500 000	500 000	%	85.503	427 515.00	0.10	
4.25 % KBC Group NV 2018/perpetual *	EUR	1000 000		%	86.849	868 490.00	0.20	
4.25 % Kleopatra Finco Sarl -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1000 000	500 000		78.416	784 160.00	0.18	
6.50 % Kleopatra Holdings 2 SCA -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1000 000		1000 000	%	55.655	556 550.00	0.13
5.00 % Kongsberg Actuation Systems BV -Reg- (MTN) 2018/2025 **	EUR	1672 727	21 431	648 704	%	91.013	1522 399.27	0.35
2.00 % Koninklijke KPN NV 2019/perpetual *	EUR	600 000		%	92.891	557 346.00	0.13	
6.00 % Koninklijke KPN NV 2022/perpetual *	EUR	340 000	340 000	%	100.193	340 656.20	0.08	
3.75 % Kronos International, Inc. -Reg- (MTN) 2017/2025	EUR	3500 000		1000 000	%	87.639	3 067 365.00	0.71
4.00 % La Financiere Atalian SASU -Reg- (MTN) 2017/2024	EUR	1000 000		%	85.674	856 740.00	0.20	
5.125 % La Financiere Atalian SASU -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	1950 000		%	69.942	1363 869.00	0.32	
3.125 % La Poste SA 2018/perpetual *	EUR	1500 000		%	91.284	1369 260.00	0.32	
5.75 % Lenzing AG 2020/perpetual *	EUR	2200 000	300 000	%	84.217	1852 774.00	0.43	
3.625 % Lincoln Financing Sarl -Reg- (MTN) 2019/2024	EUR	1000 000		1000 000	%	98.816	988 160.00	0.23
6.50 % Loarre Investments Sarl -Reg- (MTN) 2022/2029	EUR	110 000	110 000	%	92.61	1027 971.00	0.24	
4.00 % Lorca Telecom Bondco SA -Reg- (MTN) 2020/2027	EUR	2100 000	1000 000	%	89.887	1887 627.00	0.44	
6.25 % Lottomatica SpA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	1350 000		%	97.873	1321 285.50	0.31	
5.125 % Lottomatica SpA -Reg- 2021/2025	EUR	960 000		%	95.067	912 643.20	0.21	
9.75 % Lottomatica SpA -Reg- (MTN) 2022/2027	EUR	800 000	800 000	%	103.9	831 200.00	0.19	
4.25 % Loxam SAS -Reg- (MTN) 2017/2024	EUR	500 000		1000 000	%	99.751	498 755.00	0.12
3.25 % Loxam SAS (MTN) 2019/2025	EUR	500 000		%	95.501	477 505.00	0.11	
7.25 % LSF XI Magpie Bidco Sarl -Reg- (MTN) 2022/2027 **	EUR	1480 000	1480 000	%	88.562	1 310 717.60	0.30	
5.625 % Lune Holdings Sarl -Reg- (MTN) 2021/2028 **	EUR	2500 000		%	81.945	2 048 625.00	0.48	
6.125 % Marcolin SpA -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	2400 000		610 000	%	86.857	2 084 568.00	0.48
4.00 % Matterhorn Telecom SA -Reg- (MTN) 2017/2027	EUR	1000 000		%	91.703	917 030.00	0.21	
2.625 % Matterhorn Telecom SA -Reg- (MTN) 2019/2024	EUR	700 000		%	96.719	677 033.00	0.16	
3.125 % Matterhorn Telecom SA -Reg- (MTN) 2019/2026 **	EUR	1500 000	1500 000	%	90.791	1361 865.00	0.32	
4.75 % Mauser Packaging Solutions Holding Co. -Reg- (MTN) 2018/2024	EUR	1500 000		1500 000	%	96.583	1448 745.00	0.34
5.875 % Maxeda DIY Holding BV -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	1000 000		%	70.167	701 670.00	0.16	
2.30 % Mediobanca Banca di Credito Finanziario SpA (MTN) 2020/2030 * **	EUR	590 000		%	88.459	521 908.10	0.12	
4.25 % Mobilux Finance SAS -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	1330 000		%	78.915	1049 569.50	0.24	
9.50 % Monitchem HoldCo 2 SA -Reg- (MTN) 2019/2026	EUR	1000 000		500 000	%	93.669	936 690.00	0.22
3.50 % Mutuelle Assurance Des Commerçants et Industriels de France et Des Cadres et Sal 2021/perpetual *	EUR	300 000		%	75.049	225 147.00	0.05	
2.50 % Mytilineos Financial Partners SA (MTN) 2019/2024	EUR	1000 000		500 000	%	98.66	986 600.00	0.23
2.25 % Nemak SAB de CV -Reg- (MTN) 2021/2028 **	EUR	2840 000		%	79.788	2 265 979.20	0.53	
1.625 % Nexi SpA (MTN) 2021/2026 **	EUR	800 000		510 000	%	91.293	730 344.00	0.17
2.125 % Nexi SpA (MTN) 2021/2029	EUR	1000 000	400 000	%	81.384	813 840.00	0.19	
7.50 % Nidda Healthcare Holding GmbH -Reg- 2022/2026	EUR	1500 000	1500 000	%	95.672	1435 080.00	0.33	
7.00 % Nitrogenmuvak Vegyipari Zrt -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	5000 000		%	77.353	3 867 650.00	0.90	
4.375 % NN Group NV (MTN) 2014/perpetual *	EUR	1000 000		500 000	%	98.877	988 770.00	0.23
2.50 % Nomad Foods Bondco Plc -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	1570 000		%	85.065	1335 520.50	0.31	
4.50 % Norican A/S (MTN) 2017/2023 **	EUR	1750 000	750 000	%	94.553	1654 677.50	0.38	

DWS Euro High Yield Bond Master Fund

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals		Market price	Total market value in EUR	% of net assets
3.375 % Novelis Sheet Ingot GmbH (MTN) 2021/2029	EUR	1 000 000		970 000	%	85.759	857 590.00	0.20
3.375 % Orano SA (MTN) 2019/2026	EUR	1 000 000			%	97.571	975 710.00	0.23
2.875 % Organon & Co. Via Organon Foreign Debt Co-Issuer BV -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	2 500 000	820 000		%	87.918	2 197 950.00	0.51
4.00 % Paprec Holding SA -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	1 000 000		500 000	%	97.149	971 490.00	0.23
6.50 % Parts Europe SA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	1 940 000			%	100.332	1 946 440.80	0.46
4.75 % PCF GmbH -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	990 000			%	83.566	827 303.40	0.19
3.50 % Peach Property Finance GmbH -Reg- 2019/2023	EUR	519 000		3 561 000	%	97.76	507 374.40	0.12
5.125 % Petroleos Mexicanos (MTN) 2016/2023 **	EUR	2 500 000			%	100.22	2 505 500.00	0.58
4.298 % Petroleos Mexicanos (MTN) 2018/2023 *	EUR	1 000 000		1 500 000	%	99.284	992 840.00	0.23
4.75 % Petroleos Mexicanos 2018/2029	EUR	667 000			%	78.577	524 108.59	0.12
4.75 % PHM Group Holding Oy -144A- (MTN) 2021/2026	EUR	770 000			%	87.034	670 161.80	0.16
3.625 % Piaggio & C SpA -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	1 000 000			%	98.824	988 240.00	0.23
5.50 % Pinnacle Bidco PLC -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	500 000			%	87.917	439 585.00	0.10
3.75 % Playtech Plc (MTN) 2018/2023	EUR	641 509	3 821	1 062 312	%	99.364	637 429.44	0.15
4.625 % PLT VII Finance Sarl -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	2 500 000	400 000		%	94.531	2 363 275.00	0.55
3.25 % PPF Telecom Group BV (MTN) 2020/2027	EUR	800 000			%	89.86	718 880.00	0.17
12.00 % Preem Holdings AB -Reg- (MTN) 2022/2027	EUR	400 000	400 000		%	106.009	424 036.00	0.10
3.25 % Pro-Gest SpA -Reg- (MTN) 2017/2024	EUR	4 000 000	2 000 000		%	64.795	2 591 800.00	0.60
3.00 % ProGroup AG -Reg- (MTN) 2018/2026 **	EUR	1 000 000		500 000	%	88.64	886 400.00	0.21
6.375 % Promontoria Holding 264 BV -Reg- (MTN) 2022/2027 **	EUR	400 000	760 000	360 000	%	93.904	375 616.00	0.09
5.875 % Quatrim SASU -Reg- (MTN) 2019/2024 **	EUR	1 500 000	520 000	700 000	%	97.688	1 465 320.00	0.34
2.50 % RCS & RDS SA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	500 000	500 000	800 000	%	91.232	456 160.00	0.11
3.25 % RCS & RDS SA -Reg- (MTN) 2020/2028	EUR	1 100 000			%	80.107	881 177.00	0.20
7.25 % Rekeep SpA -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1 300 000			%	84.287	1 095 731.00	0.25
5.75 % Renk AG -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	2 500 000	1 500 000		%	93.777	2 344 425.00	0.55
4.247 % Repsol International Finance BV 2020/perpetual *	EUR	1 500 000	1 500 000		%	89.525	1 342 875.00	0.31
2.125 % Rexel SA (MTN) 2021/2028	EUR	370 000			%	88.119	326 040.30	0.08
2.125 % Rexel SA (MTN) 2021/2028	EUR	1 540 000			%	87.135	1 341 879.00	0.31
7.296 % Rimini Bidco SpA -Reg- (MTN) 2021/2026 **	EUR	2 000 000		340 000	%	89.702	1 794 040.00	0.42
6.75 % Rossini Sarl -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	3 700 000		510 000	%	99.384	3 677 208.00	0.86
3.125 % Saipem Finance International BV (MTN) 2021/2028 **	EUR	1 000 000			%	83.166	831 660.00	0.19
3.50 % Samsonite Finco Sarl -Reg- (MTN) 2018/2026 **	EUR	500 000		1 500 000	%	93.27	466 350.00	0.11
3.375 % Schaeffler AG (MTN) 2020/2028	EUR	1 400 000			%	87.422	1 223 908.00	0.28
6.375 % Schoeller Packaging BV -Reg- (MTN) 2019/2024	EUR	3 435 000	2 235 000		%	70.094	2 407 728.90	0.56
4.375 % SCIL IV LLC Via SCIL USA Holdings LLC -Reg- (MTN) 2021/2026 **	EUR	750 000			%	86.474	648 555.00	0.15
2.25 % Seche Environnement SA (MTN) 2021/2028	EUR	1 900 000	490 000		%	86.117	1 636 223.00	0.38
5.625 % SES SA 2016/perpetual *	EUR	1 500 000			%	97.774	1 466 610.00	0.34
4.625 % SGL Carbon SE (MTN) 2019/2024	EUR	2 500 000			%	99.933	2 498 325.00	0.58
4.50 % Shiba Bidco SpA -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	500 000		2 090 000	%	85.962	429 810.00	0.10
5.25 % SIG PLC (MTN) 2021/2026	EUR	500 000	500 000		%	83.242	416 210.00	0.10
5.50 % Sigma Development Finance SCS -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	1 300 000		200 000	%	62.375	810 875.00	0.19
3.25 % Silgan Holdings, Inc. (MTN) 2018/2025	EUR	1 000 000		1 000 000	%	97.331	973 310.00	0.23
5.00 % SoftBank Group Corp. (MTN) 2018/2028	EUR	2 000 000		500 000	%	85.503	1 710 060.00	0.40
4.00 % SoftBank Group Corp. (MTN) 2018/2023 **	EUR	1 000 000			%	99.681	996 810.00	0.23
2.125 % SoftBank Group Corp. 2021/2024	EUR	1 800 000			%	94.31	1 697 580.00	0.39
5.869 % Solvay Finance SACA 2015/perpetual *	EUR	2 000 000			%	100.539	2 010 780.00	0.47
2.625 % SPCM SA -Reg- (MTN) 2020/2029	EUR	1 000 000			%	83.934	839 340.00	0.20
5.75 % Summer BC Holdco B SARL -Reg- (MTN) 2019/2026	EUR	3 000 000		1 500 000	%	85.632	2 568 960.00	0.60
9.00 % Summer BidCo BV -Reg- (MTN) 2019/2025 **	EUR	576 748	52.373		%	72.987	420 950.89	0.10
9.00 % Summer BidCo BV -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	1 806 987	164 088		%	72.185	1 304 373.71	0.30
6.00 % Superior Industries International, Inc. -Reg- (MTN) 2017/2025	EUR	1 600 000			%	90.558	1 448 928.00	0.34
3.875 % Synthomer PLC -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	1 200 000	700 000		%	91.908	1 102 896.00	0.26
2.50 % Synthos SA -Reg- (MTN) 2021/2028	EUR	100 000	100 000		%	78.116	78 116.00	0.02
2.00 % Techem Verwaltungsgesellschaft 675 mbH -Reg- (MTN) 2020/2025 **	EUR	2 700 000			%	92.306	2 492 262.00	0.58
3.875 % Tele Columbus AG -Reg- (MTN) 2018/2025	EUR	500 000		2 000 000	%	75.769	378 845.00	0.09
7.75 % Telecom Italia Finance SA (MTN) 2003/2033	EUR	1 690 000			%	105.569	1 784 116.10	0.41
2.375 % Telecom Italia SpA (MTN) 2017/2027	EUR	2 000 000			%	84.34	1 686 800.00	0.39
2.875 % Telecom Italia SpA (MTN) 2018/2026	EUR	1 000 000			%	91.236	912 360.00	0.21
4.00 % Telecom Italia SpA (MTN) 2019/2024	EUR	2 000 000		800 000	%	97.678	1 953 560.00	0.45
5.875 % Telefonica Europe BV 2014/perpetual *	EUR	7 000 000		2 000 000	%	99.607	6 972 490.00	1.62
3.875 % Telefonica Europe BV 2018/perpetual *	EUR	1 000 000			%	90.885	908 850.00	0.21
2.88 % Telefonica Europe BV 2021/perpetual *	EUR	1 400 000			%	81.264	1 137 696.00	0.26
7.125 % Telefonica Europe BV 2022/perpetual *	EUR	500 000	500 000		%	102.316	511 580.00	0.12
3.50 % Telenet Finance Luxembourg Notes Sarl -Reg- 2017/2028 **	EUR	1 000 000		3 000 000	%	90.867	908 670.00	0.21
8.973 % Tendam Brands SAU -Reg- (MTN) 2022/2028 *	EUR	1 430 000	1 430 000		%	97.332	1 391 847.60	0.32
2.374 % TenneT Holding BV 2020/perpetual **	EUR	1 470 000			%	92.247	1 356 030.90	0.32
1.375 % Teollisuuden Voima Oyj (MTN) 2021/2028	EUR	1 670 000			%	83.08	1 387 436.00	0.32
7.50 % Tereos Finance Groupe I SA -Reg- (MTN) 2020/2025	EUR	500 000	500 000		%	100.933	504 665.00	0.12
1.875 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV 2015/2027 **	EUR	1 390 000			%	80.643	1 120 937.70	0.26
4.50 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV (MTN) 2018/2025	EUR	1 500 000			%	96.09	1 441 350.00	0.34
6.00 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV (MTN) 2020/2025 **	EUR	1 090 000			%	98.723	1 076 080.70	0.25
3.75 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV (MTN) 2021/2027	EUR	3 000 000	1 030 000		%	86.775	2 603 250.00	0.61

DWS Euro High Yield Bond Master Fund

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in EUR	% of net assets
4.375 % Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV (MTN) 2021/2030	EUR	1500 000	1000 000		83.023	1245 345.00	0.29
2.875 % thyssenkrupp AG (MTN) 2019/2024	EUR	2 000 000		2 000 000	98.74	1974 800.00	0.46
2.375 % Titan Global Finance PLC (MTN) 2017/2024	EUR	584 000			96.697	564 710.48	0.13
5.125 % Titan Holdings II BV -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	1000 000	1000 000		79.672	796 720.00	0.19
6.128 % TK Elevator Midco GmbH -Reg- (MTN) 2020/2027 *	EUR	2 800 000			97.037	2 717 036.00	0.63
3.875 % Trafigura Funding SA (MTN) 2021/2026	EUR	1600 000			94.904	1 518 464.00	0.35
7.50 % Trafigura Group Pte Ltd 2019/perpetual *	EUR	2 000 000			100.605	2 012 100.00	0.47
6.50 % TUI Cruises GmbH (MTN) 2021/2026	EUR	1200 000		820 000	83.906	1 006 872.00	0.23
2.50 % UGI International LLC -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	2 500 000	1180 000		76.696	1 917 400.00	0.45
6.625 % UniCredit SpA 2017/perpetual *	EUR	500 000			96.871	484 355.00	0.11
7.50 % UniCredit SpA 2019/perpetual *	EUR	500 000	500 000		97.431	487 155.00	0.11
2.731 % UniCredit SpA 2020/2032 *	EUR	2 560 000			84.207	2 155 699.20	0.50
3.125 % United Group BV -Reg- (MTN) 2020/2026	EUR	1000 000			80.822	808 220.00	0.19
4.00 % United Group BV -Reg- (MTN) 2020/2027	EUR	1500 000			74.716	1 120 740.00	0.26
4.625 % United Group BV -Reg- (MTN) 2021/2028 **	EUR	700 000		480 000	74.057	518 399.00	0.12
5.25 % United Group BV -Reg- (MTN) 2022/2030	EUR	850 000	850 000		72.445	615 782.50	0.14
3.875 % UPC Holding BV -Reg- 2017/2029	EUR	600 000			83.545	501 270.00	0.12
3.625 % UPCB Finance VII Ltd -Reg- 2017/2029	EUR	500 000			89.215	446 075.00	0.10
5.375 % Valeo (MTN) 2022/2027	EUR	1 400 000	1 400 000		97.464	1 364 496.00	0.32
2.50 % Veolia Environnement SA 2020/perpetual *	EUR	1000 000			80.067	800 670.00	0.19
3.25 % Verisure Holding AB -Reg- (MTN) 2021/2027	EUR	530 000			87.126	461 767.80	0.11
5.25 % Verisure Midholding AB -Reg- (MTN) 2021/2029	EUR	2 500 000	1 540 000		80.234	2 005 850.00	0.47
5.25 % Via Celere Desarrollos Inmobiliarios SA -Reg- (MTN) 2021/2026	EUR	500 000		500 000	89.866	449 330.00	0.10
3.625 % Victoria PLC (MTN) 2021/2026 **	EUR	1080 000			82.669	892 825.20	0.21
3.75 % Victoria PLC (MTN) 2021/2028 **	EUR	820 000	100 000		78.617	644 659.40	0.15
9.00 % Villa Dutch Bidco BV -Reg- (MTN) 2022/2029	EUR	710 000	710 000		94.743	672 675.30	0.16
3.00 % Vivion Investments Sarl (MTN) 2019/2024 **	EUR	500 000		1500 000	77.538	387 690.00	0.09
3.25 % Vmed O2 UK Financing I PLC -Reg- 2020/2031	EUR	1000 000		820 000	80.018	800 180.00	0.19
4.20 % Vodafone Group PLC 2018/2078 *	EUR	1000 000	1000 000		90.863	908 630.00	0.21
3.10 % Vodafone Group PLC 2018/2079 *	EUR	1000 000			98.084	980 840.00	0.23
3.00 % Vodafone Group PLC 2020/2080 *	EUR	1500 000	500 000		79.987	1 199 805.00	0.28
4.625 % Volkswagen International Finance NV 2018/perpetual *	EUR	900 000		600 000	88.836	799 524.00	0.19
3.50 % VZ Secured Financing BV -Reg- (MTN) 2022/2032	EUR	1330 000	1330 000		78.497	1 044 010.10	0.24
2.875 % VZ Vendor Financing II BV -Reg- (MTN) 2020/2029	EUR	2 050 000			77.404	1 586 782.00	0.37
5.875 % Webuild SpA (MTN) 2020/2025	EUR	1500 000		880 000	89.036	1 335 540.00	0.31
3.875 % Webuild SpA 2022/2026	EUR	1 900 000	1 900 000		80.438	1 528 322.00	0.36
3.00 % Wintershall Dea Finance 2 BV 2021/perpetual *	EUR	3 000 000	400 000		73.452	2 203 560.00	0.51
2.75 % WMG Acquisition Corp. -Reg- (MTN) 2020/2028 **	EUR	1000 000			90.62	906 200.00	0.21
5.50 % Wp/ap Telecom Holdings III BV -Reg- (MTN) 2021/2030 **	EUR	2 000 000	700 000		82.161	1 643 220.00	0.38
2.50 % ZF Europe Finance BV (MTN) 2019/2027	EUR	1000 000			82.753	827 530.00	0.19
3.00 % ZF Europe Finance BV (MTN) 2019/2029	EUR	3 000 000			76.592	2 297 760.00	0.53
3.00 % ZF Finance GmbH (MTN) 2020/2025	EUR	800 000			92.358	738 864.00	0.17
3.75 % ZF Finance GmbH (MTN) 2020/2028	EUR	1500 000			84.466	1 266 990.00	0.29
2.25 % ZF Finance GmbH (MTN) 2021/2028	EUR	1300 000	500 000		78.402	1 019 226.00	0.24
3.375 % Zigo Bond Co., BV -Reg- (MTN) 2020/2030	EUR	2 000 000			72.816	1 456 320.00	0.34
3.625 % B&M European Value Retail SA (MTN) 2020/2025	GBP	500 000	500 000		93.428	527 840.43	0.12
4.00 % B&M European Value Retail SA (MTN) 2021/2028 **	GBP	340 000		500 000	82.491	316 913.75	0.07
7.594 % Bank of Ireland Group PLC (MTN) 2022/2032 *	GBP	680 000	680 000		99.455	764 172.02	0.18
7.125 % Barclays PLC 2019/perpetual *	GBP	600 000	600 000		94.732	642 249.18	0.15
6.00 % Electricite de France SA (MTN) 2013/perpetual ***	GBP	2 300 000			90.358	2 348 280.89	0.55
3.875 % Jaguar Land Rover Automotive PLC -Reg- (MTN) 2015/2023	GBP	300 000			99.238	336 399.12	0.08
8.625 % Johnston Press Bond Plc -Reg- (MTN) 2014/2019	GBP	1591 077			0	1.80	0.00
8.50 % Lloyds Banking Group PLC 2022/perpetual *	GBP	780 000	780 000		100.824	888 615.99	0.21
3.625 % Pinewood Finance Co., Ltd -Reg- (MTN) 2021/2027	GBP	940 000			88.394	938 871.68	0.22
5.875 % Telecom Italia SpA (MTN) 2006/2023	GBP	1000 000			99.334	1 122 415.16	0.26
5.00 % Virgin Media Secured Finance PLC -Reg- (MTN) 2017/2027	GBP	2 000 000			89.444	2 021 328.07	0.47
4.25 % Virgin Media Secured Finance PLC -Reg- 2019/2030	GBP	1000 000			78.267	884 370.58	0.21
4.875 % Vodafone Group PLC 2018/2078 *	GBP	1000 000			94.046	1 062 652.60	0.25
3.20 % Allianz SE -Reg- 2021/perpetual *	USD	600 000			74.797	419 834.21	0.10
8.00 % Barclays PLC 2022/perpetual *	USD	790 000	790 000		94.334	697 168.47	0.16
9.25 % BNP Paribas 2022/perpetual	USD	800 000	800 000		104.596	782 793.95	0.18
7.00 % Commerzbank AG 2019/perpetual *	USD	800 000			95.1	711 726.12	0.17
5.25 % Electricite de France SA -Reg- 2013/perpetual *	USD	500 000	500 000		99.721	466 443.48	0.11
4.00 % HSBC Holdings PLC 2021/perpetual ***	USD	620 000			86.991	504 554.88	0.12
5.75 % ING Groep NV 2019/perpetual ***	USD	2 000 000			89.138	1 667 766.63	0.39
3.875 % ING Groep NV 2021/perpetual	USD	600 000			73.276	411 296.87	0.10
3.75 % Nordea Bank Abp 2021/perpetual	USD	430 000			77.551	311 959.53	0.07
0.00 % Nyrstar Holdings, Inc. (MTN) 2019/2026	USD	1 276 217	6	540.889	81.773	976 285.41	0.23
5.125 % Skandinaviska Enskilda Banken AB 2019/perpetual *	USD	2 000 000			93.471	1 748 836.80	0.41
7.875 % Societe Generale SA -Reg- 2013/perpetual *	USD	2 380 000			99.354	2 212 099.78	0.51
8.00 % UniCredit SpA 2014/perpetual ***	USD	4 000 000			95.938	3 589 988.45	0.83
6.25 % Vodafone Group PLC 2018/2078 *	USD	1000 000			95.937	897 487.76	0.21

Securities admitted to or included in organized markets

929 865.31

0.21

Interest-bearing securities

9.375 % DKT Finance ApS-144A- (MTN) 2018/2023 USD 1000 000 % 99.398 929 865.31 0.21

DWS Euro High Yield Bond Master Fund

Description	Count/ units/ currency	Quantity/ principal amount	Purchases/ additions in the reporting period	Sales/ disposals	Market price	Total market value in EUR	% of net assets
Unlisted securities						2 610 784.00	0.61
Interest-bearing securities							
8.00 % Altice France Holding SA -144A- (MTN) 2020/2027	EUR	3 520 000		%	74.17	2 610 784.00	0.61
Total securities portfolio						413 813 778.45	96.23

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース

（2023 年 7 月 31 日現在）

I 資産総額	3,085,911,482円
II 負債総額	16,392,420円
III 純資産総額（I－II）	3,069,519,062円
IV 発行済数量	6,651,333,974口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0.4615円

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース

（2023 年 7 月 31 日現在）

I 資産総額	12,706,363,752円
II 負債総額	21,864,329円
III 純資産総額（I－II）	12,684,499,423円
IV 発行済数量	26,381,330,328口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0.4808円

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

（2023 年 7 月 31 日現在）

I 資産総額	299,540,060円
II 負債総額	45,073,296円
III 純資産総額（I－II）	254,466,764円
IV 発行済数量	254,668,510口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0.9992円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年7月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	1,132,101 株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年3月14日	1億円（60億284千円）

(2) 委託会社の機構（2023年7月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーにフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2023年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	159	10,263
追加型公社債投資信託	1	3,462
単位型株式投資信託	42	579
単位型公社債投資信託	6	113
合計	208	14,418

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	榎倉昭夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,694,938	12,540,483
有価証券	476	—
短期貸付金	※2 5,000,000	※2 —
未収委託者報酬	1,104,368	1,311,125
未収運用受託報酬	10,322	10,800
未収投資助言報酬	11,876	11,876
前払費用	71,721	92,173
未収還付法人税等	—	30,079
未収収益	21,958	6,452
その他の流動資産	1,907	1,253
流動資産合計	13,917,570	14,004,243
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 195,033	※1 184,641
器具備品	※1 33,602	※1 20,587
有形固定資産合計	228,636	205,229
無形固定資産		
ソフトウェア	33,989	30,119
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	36,112	32,241
投資その他の資産		
投資有価証券	1,405,875	1,121,024
親会社株式	313,778	—
長期差入保証金	257,464	257,258
前払年金費用	41,704	53,042
その他	24,980	480
貸倒引当金	△14,510	—
投資その他の資産合計	2,029,292	1,431,804
固定資産合計	2,294,040	1,669,275
資産合計	16,211,610	15,673,519

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	5,632	20,342
未払金	562,759	708,338
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	553,011	698,571
その他未払金	4,746	4,765
未払費用	240,442	239,029
未払法人税等	100,675	16,738
未払消費税等	62,522	31,221
賞与引当金	16,000	12,348
流動負債合計	988,031	1,028,018
固定負債		
退職給付引当金	303,215	293,279
役員退職慰労引当金	17,320	5,620
資産除去債務	92,457	93,410
繰延税金負債	33,150	18,513
固定負債合計	446,143	410,823
負債合計	1,434,175	1,438,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	—
その他資本剰余金	—	11,467,068
資本剰余金合計	566,500	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	—
繰越利益剰余金	7,083,746	2,331,880
利益剰余金合計	12,982,238	2,511,710
株主資本合計	14,548,738	14,078,778
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	228,697	155,899
評価・換算差額等合計	228,697	155,899
純資産合計	14,777,435	14,234,677
負債・純資産合計	16,211,610	15,673,519

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	9,416,174	9,113,651
運用受託報酬	19,672	19,318
投資助言報酬	27,600	27,600
営業収益合計	9,463,447	9,160,569
営業費用		
支払手数料	4,176,894	4,285,941
広告宣伝費	119,199	86,558
公告費	—	328
受益権管理費	16,147	16,118
調査費	2,125,996	1,858,200
調査費	288,304	315,915
委託調査費	1,837,692	1,542,285
委託計算費	257,289	260,793
営業雑経費	294,253	280,183
通信費	60,150	62,020
印刷費	159,554	146,353
諸経費	62,833	59,982
協会費	5,610	5,429
諸会費	6,103	6,397
営業費用合計	6,989,781	6,788,124
一般管理費		
給料	1,307,294	1,316,427
役員報酬	97,380	104,095
給料・手当	1,205,457	1,204,824
賞与	4,457	7,508
交際費	3,647	4,731
寄付金	15,363	17,082
旅費交通費	9,803	11,149
租税公課	41,340	8,668
不動産賃借料	232,838	283,162
賞与引当金繰入	15,818	12,348
退職給付費用	33,420	43,320
役員退職慰労引当金繰入	3,890	1,870
固定資産減価償却費	36,678	38,381
諸経費	329,172	351,617
一般管理費合計	2,029,266	2,088,759
営業利益	444,399	283,685

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金	※1	33,968	※1	14,713
受取利息	※1	23,484	※1	19,472
約款時効収入		1		—
受取補償金		38		1,396
債務時効益		63,645		—
雑益		5,427		4,051
営業外収益合計		126,566		39,634
営業外費用				
固定資産除却損	※2	310	※2	0
為替差損		91		233
支払補償費		38		1,396
株式交付費		—		35,001
雑損		—		88
営業外費用合計		439		36,720
経常利益		570,526		286,599
特別利益				
投資有価証券売却益		10,612		18,272
投資有価証券償還益		1,331		—
貸倒引当金戻入		—		14,510
特別利益合計		11,943		32,782
特別損失				
有価証券償還損		1,445		13
投資有価証券売却損		4,071		21
特別損失合計		5,516		34
税引前当期純利益		576,953		319,346
法人税、住民税及び事業税		166,557		90,878
法人税等調整額		12,320		3,853
法人税等合計		178,878		94,732
当期純利益		398,074		224,614

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準備 金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426
当期変動額											
剰余金の 配当						△22,188	△22,188	△22,188			△22,188
当期純利 益						398,074	398,074	398,074			398,074
株主資本以 外の項目の 事業年度中 の変 動 額 (純額)									△130,877	△130,877	△130,877
当期変動額 合計	－	－	－	－	－	375,886	375,886	375,886	△130,877	△130,877	245,009
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

(単位: 万円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,000,000	566,500	—	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当期変動額												
新株の 発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568
剰余金 の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142
当期純 利益							224,614	224,614	224,614			224,614
資本金からその他 資本剰余金への振 替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284								
資本準備 金からその他資本 剰余金への振替		△5,566,784	5,566,784									
別途積立 金の取崩						△5,718,662	5,718,662					
株主資本 以外の項目の事業 年度中の 変動額 (純額)										△72,798	△72,798	△72,798
当期変動額 合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	—	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 18,513 千円

上記の繰延税金負債 18,513 千円は、繰延税金資産 123,394 千円と繰延税金負債 141,907 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27－2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
建物	61,735 千円	74,099 千円
器具備品	114,517 〃	130,717 〃
計	176,253 〃	204,816 〃

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
短期貸付金	5,000,000 千円	—

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
受取配当金	12,720 千円	—
受取利息	22,834 千円	14,367 千円

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
器具備品	310 千円	0 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式 (株)	—	—	—	—
計	554,701	—	—	554,701

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021 年 6 月 22 日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 23 日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 22 日

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	577,400	554,701	577,400
A 種優先株式（株）	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A 種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注 1) 当事業年度の普通株式の増加株式数の 577,400 株は、SBI ファイナンシャルサービス株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注 2) 事業年度の普通株式の減少株式数の 554,701 株及び、A 種優先株式の増加株式数の 554,701 株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式を A 種優先株式へ変更したことによるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 22 日
2022 年 11 月 11 日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022 年 11 月 11 日	2022 年 11 月 17 日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿 価格 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022 年 11 月 11 日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022 年 11 月 11 日	2022 年 11 月 14 日

(注) 2022 年 11 月 11 日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式 8,075,180 株（総額 672,954 千円）を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022 年 11 月 14 日に実施いたしました。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
1 年以内	252,205	252,205

1年超	945,769	693,564
合計	1,197,974	945,769

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	476	476	—
(2) 投資有価証券	852,014	852,014	—
(3) 親会社株式	313,778	313,778	—
(4) 長期差入保証金	257,464	257,237	△ 226

※「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	553,861

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 005, 333	1, 005, 333	—
(2) 差入保証金	257, 258	257, 036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
投資有価証券	336, 529	—	—	852, 014
親会社株式	313, 778	—	—	313, 778

なお投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の貸借対照表計上額は 515, 485 千円であります。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
差入保証金	—	257, 237	—	257, 237

当事業年度（2023年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	257,036	—	257,036

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,694,938	—	—	—
短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,104,368	—	—	—
未収運用受託報酬	10,322	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	476	426,160	75,556	—
長期差入保証金	—	5,259	—	252,205
合計	13,810,106	431,419	75,556	252,205

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	398,094	75,588	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	641,142	328,806	312,336
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	337,149	293,300	43,849
小計		978,292	622,106	356,186
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	9,165	12,350	△3,185
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	178,812	202,183	△23,371
小計		187,977	214,533	△26,556
合計		1,166,269	836,639	329,629

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	307,740	70,022	237,718
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	391,508	372,000	19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	10,595	11,992	△1,397
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	295,490	312,977	△17,487
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	178,540	10,612	4,071
合計	178,540	10,612	4,071

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	559,931	589,334
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
数理計算上の差異の発生額	36,251	△70,336
退職給付の支払額	△53,330	△55,774
退職給付債務の期末残高	589,334	514,185

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	369,840	381,116
期待運用収益	1,849	1,905
数理計算上の差異の発生額	21,250	△35,927
事業主からの拠出額	17,960	16,747
退職給付の支払額	△29,783	△22,575
年金資産の期末残高	381,116	341,266

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	284,316	248,503
年金資産	△381,116	△341,266
	△96,800	△92,763
非積立型制度の退職給付債務	305,018	265,682
未積立退職給付債務	208,218	172,919
未認識数理計算上の差異	53,292	67,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237
退職給付引当金	303,215	293,279
前払年金費用	△41,704	△53,042
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
期待運用収益	△1,849	△1,905
数理計算上の差異の費用処理額	△26,345	△20,383
確定給付制度に係る退職給付費用	18,288	28,673

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
株式	40.4%	39.8%
一般勘定	26.7%	26.1%
債券	19.3%	20.7%
その他	13.6%	13.4%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
割引率	0.21%	0.40%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 14,203 千円、当事業年度 13,468 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	92,844	101,445
役員退職慰労引当金	5,303	1,943
賞与引当金	4,899	4,271
ゴルフ会員権評価損	918	—
貸倒引当金	4,442	—
その他有価証券評価差額金	8,131	6,532
投資有価証券評価損	2,817	3,011
資産除去債務	28,310	32,310
未払事業税	8,308	4,871
その他	4,822	6,466
繰延税金資産小計	160,799	160,852
評価性引当額	△ 41,930	△ 37,458
繰延税金資産の合計	118,868	123,394
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 109,064	△ 88,974
未収配当金	△ 6,043	△ 2,072
資産除去債務に対応する除去費用	△ 24,141	△ 26,664
前払年金費用	△ 12,769	△ 18,347
未収還付事業税	—	△ 5,848
繰延税金負債の合計	△ 152,018	△ 141,907
繰延税金資産(負債)の純額	△ 33,150	△ 18,513

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
法定実効税率	—	34.59%
(調整)		
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	—	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△ 0.90%
住民税均等割	—	1.19%
税率変更に伴う影響額	—	△ 3.64%
評価性引当額の増減	—	△ 3.10%
その他	—	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.66%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

当社は、2023 年 3 月 14 日に資本金を 100 百万円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.62% から 34.59%となりました。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
期首残高	91,515	92,457
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	942	952
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	92,457	93,410

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)	
委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

(単位：千円)	
未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,682	証券業	被所有 直接 31.5%	直接の親会社 資金貸付	資金貸付	5,000,000	短期貸付金	5,000,000
									未収利息	2,016
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 3.4%	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	2,358,137	未払手数料	382,839

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 2022 年 1 月 1 日付で岡三証券株式会社は、当該株式会社の兄弟会社である岡三オンライン証券株式会社を吸収合併したため、取引金額には合併前の岡三オンライン証券株式会社との取引金額が含まれております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,682	証券業	被所有 直接 (49%)	直接の親会社 資金貸付	資金貸付 の返済	5,000,000	短期貸付金	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	2,718,939	未払手数料	532,414

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

S B I F S 合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	26,640 円 36 銭	12,573 円 68 銭
1 株当たり当期純利益金額	717 円 63 銭	300 円 41 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	398,074 千円	224,614 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	398,074 千円	224,614 千円
普通株式の期中平均株式数	554,701 株	747,694 株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	14,777,435 千円	14,234,677 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,777,435 千円	14,234,677 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (うち A 種優先株式)	554,701 株	1,132,101 株 (554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）
円コース

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的にユーロ建て高利回り社債（「ハイ・イールド債券」といいます。）等およびわが国の公社債、短期金融商品へ投資を行います。
- ② ハイ・イールド債券等に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。なお、投資する投資信託証券は見直される場合があります、この場合、組入れている投資信託証券が変更される場合があります。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月 18 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、2011 年 1 月 28 日から 2031 年 1 月 17 日まで、または第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、取得申込日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 第 1 項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、ニ. 信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、ホ. 農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債、ヘ. 一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 23 条において同じ。）、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 20 条 <削除>

（外国為替予約取引の指図および目的）

第 21 条 <削除>

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 22 条 <削除>

（信託業務の委託等）

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に

帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 19 日から翌月 18 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 23 年 2 月 18 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 93 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマネー・リクイディティ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 37 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取

得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 39 条 受益者は、一部解約の実行の請求日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとし、
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以

前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投

資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい

て、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託期間の延長)

第 50 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 23 年 1 月 28 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

付表

約款に規定する「別に定める投資信託証券」とは、下記のものをいいます。なお、「別に定める投資信託証券」は今後、追加・変更が行われることがあります。

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および約款第 17 条第 1 項に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・ DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（円）
（ユーロ建て資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。）
- ・ マネー・リクイディティ・マザーファンド

（平成 30 年 4 月 14 日現在）

追 加 型 証 券 投 資 信 託

欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）
ユーロコース

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的にユーロ建て高利回り社債（「ハイ・イールド債券」といいます。）等およびわが国の公社債、短期金融商品へ投資を行います。
- ② ハイ・イールド債券等に投資する投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。なお、投資する投資信託証券は見直される場合があります、この場合、組入れている投資信託証券が変更される場合があります。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月 18 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、2011 年 1 月 28 日から 2031 年 1 月 17 日まで、または第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、取得申込日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 第 1 項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、ニ. 信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、ホ. 農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債、ヘ. 一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 23 条において同じ。）、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 26 条、第 27 条および第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 20 条 <削除>

（外国為替予約取引の指図および目的）

第 21 条 <削除>

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 22 条 <削除>

（信託業務の委託等）

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に

帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 19 日から翌月 18 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 23 年 2 月 18 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 93 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマネー・リクイディティ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 37 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取

得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 39 条 受益者は、一部解約の実行の請求日がルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとし、
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以

前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（ルクセンブルクまたはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投

資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合におい

て、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託期間の延長）

第 50 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 50 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 51 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 23 年 1 月 28 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

付表

約款に規定する「別に定める投資信託証券」とは、下記のものをいいます。なお、「別に定める投資信託証券」は今後、追加・変更が行われることがあります。

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および約款第 17 条第 1 項に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・ DWS ユーロ・ハイ・イールド・ボンド・マスター・ファンド（ユーロ）
（ユーロ建て資産については、為替ヘッジを行いません。）
- ・ マネー・リクイディティ・マザーファンド

（平成 30 年 4 月 14 日現在）

マネー・リクイディティ・マザーファンド

運用の基本方針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
- ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。